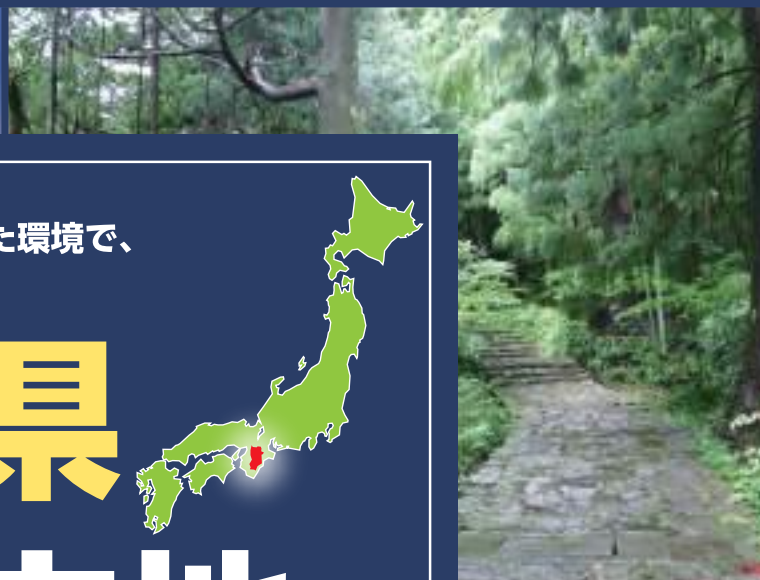




歴史・文化・自然に恵まれた環境で、
御社の新しい一歩を

奈良県 企業立地 ガイド 2019

NARA Investment Environment Guide



栄える「都」づくりに挑む奈良

奈良県は、日本最初の国際的な首都が誕生した地であり、「法隆寺地域の仏教建造物」や「古都奈良の文化財」、「紀伊山地の霊場と参詣道」という3つの世界遺産を有するほか、雄大で繊細な自然環境に恵まれた「日本人のふるさと」です。

私は、奈良県の経済活性化と雇用創出を最重要課題とし、『栄える「都」』をつくることを目指しています。中でも企業立地の促進は、本県経済の発展のためにきわめて重要な課題であり、私自らが先頭に立って積極的に取り組んでいます。

新たなビジネス展開をご検討される際には、ぜひ奈良県への立地をご検討ください。心からお待ちしております。



奈良県知事

荒井正吾



県への立地をご検討ください

奈良県の立地環境

- 01 県内立地企業のご紹介
- 03 快適・便利な交通アクセス
- 05 進む企業立地と、低コストな土地・優秀な人材

充実の優遇制度

- 06 県内優遇制度一覧
- 07 地域未来投資促進法に基づく優遇制度
- 10 奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度(税制)
- 11 奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度(金融)
- 12 奈良県の充実した優遇制度(補助金)
- 17 奈良県の充実した優遇制度(税制)
- 18 地域再生法に基づく優遇制度
- 20 特定の地域で活用できる優遇制度(税制)
- 21 県内市町村の優遇制度
- 31 サポート体制

奈良県内の工場・研究用地

- 34 奈良県内の工場・研究用地のご案内
- 35 南大和テクノタウン(北宇智工業団地)
- 36 花吉野ガーデンヒルズ
- 37 **TOPICS**
新たな産業用地の確保(御所IC、工業ゾーン)

各種手続き・規制緩和等

- 38 埋蔵文化財に関する手続き
- 39 工場の立地可能な範囲の拡大
- 43 工場立地法と立地に関する各種手続き
- 44 企業立地に係る各種手続きのスケジュール



県内立地企業のご紹介

PROFILE

奈良県内に優良企業が続々立地しています!!

1

学研生駒テクノエリア(生駒市)
(旧北田原工業団地)

イーグルクランプ株式会社

設計・製造・出荷の機能を集約し、新鋭機械を導入
製造ラインと物流ラインの合理化と生産性の向上、
作業の効率化を実現。
約15人の雇用増加
平成27年7月操業開始
主要製品：作業用吊り具



2

昭和工業団地(大和郡山形市)

フルックスグループ (株式会社フルックス、株式会社味の太和路)

本社工場近くに調理加工工場を新規立地。生産性が
向上し、新規事業拡大。
平成29年2月操業開始
主要製品：カット野菜製造
食品加工製造



株式会社サンデリカ

平成30年3月、奈良県内に初めて製造拠点を設置。
約110人の雇用が生まれる
主要製品：調理パン(サトイチ・
ロールパン・ハンバーガー等)



3

広陵町

千代田物産株式会社

県外にある本社・工場を拡大移転。
平成27年6月操業開始
約10人の雇用が生まれる
主要製品：プラスチック射出成形部品



4 はじかみ工業団地(葛城市)

株式会社アンズコーポレーション

業務の拡大を図るため、中京地区と大阪を結ぶ交通の利便性に
着目して県外から立地。

約30人の雇用が生まれる

平成27年9月操業開始

事業内容：化粧品、医薬部外品の製造・販売



5 五條市

吉森ホイル株式会社

事業拡大に伴い、本社機能および工場を県外から完全移転。

平成30年3月操業開始

主要製品：アルミ箔貼合紙
アルミ蒸着貼合紙



株式会社真秀コールド・フーズ

県内最大級の冷凍食品の一貫生産
体制を持つ工場を新規立地。

平成29年9月操業開始

主要製品：冷凍米飯



奈良県企業立地促進補助金も活用いただいています

平成20～30年度までの交付実績 44 社

- | | | |
|-------------------|-------------------|------------------|
| ■ ケイミュー株式会社 | ■ 積水ホームテクノ株式会社 | ■ パナソニック株式会社 |
| ■ 株式会社櫻井 | ■ 株式会社品川工業所 | ■ 株式会社カイバラ |
| ■ ハウス食品株式会社 | ■ 木戸紙業株式会社 | ■ 株式会社松徳工業所 |
| ■ 上六印刷株式会社 | ■ 三和澱粉工業株式会社 | ■ 株式会社真秀コールド・フーズ |
| ■ 光洋サーモシステム株式会社 | ■ イーグルクランプ株式会社 | ■ 株式会社フルックス |
| ■ 株式会社Burley Plus | ■ 佐藤薬品工業株式会社 | ■ 五條運輸株式会社 |
| ■ 株式会社タカトリ | ■ ニッタ株式会社 | ■ 株式会社オオタ |
| ■ 朝日ウッドテック株式会社 | ■ 東洋精密工業株式会社 | ■ 田村薬品工業株式会社 |
| ■ クオリカプス株式会社 | ■ デリカフーズ株式会社 | ■ 米田薬品工業株式会社 |
| ■ 日本梱包運輸倉庫株式会社 | ■ 千代田物産株式会社 | ■ 株式会社大阪ジャッキ製作所 |
| ■ 三甲株式会社 | ■ 株式会社アンズコーポレーション | ■ 晴香堂株式会社 |
| ■ 大和ハウス工業株式会社 | ■ 大峰堂薬品工業株式会社 | ■ 天龍化学工業株式会社 |
| ■ 株式会社ヒラノテクシード | ■ DMG森精機株式会社 | ■ ニチアス株式会社 |
| ■ 株式会社MSTコーポレーション | ■ 株式会社中谷本舗 | ■ 株式会社サンデリカ |
| ■ 丸嶋運送株式会社 | ■ タマノイ酢株式会社 | |

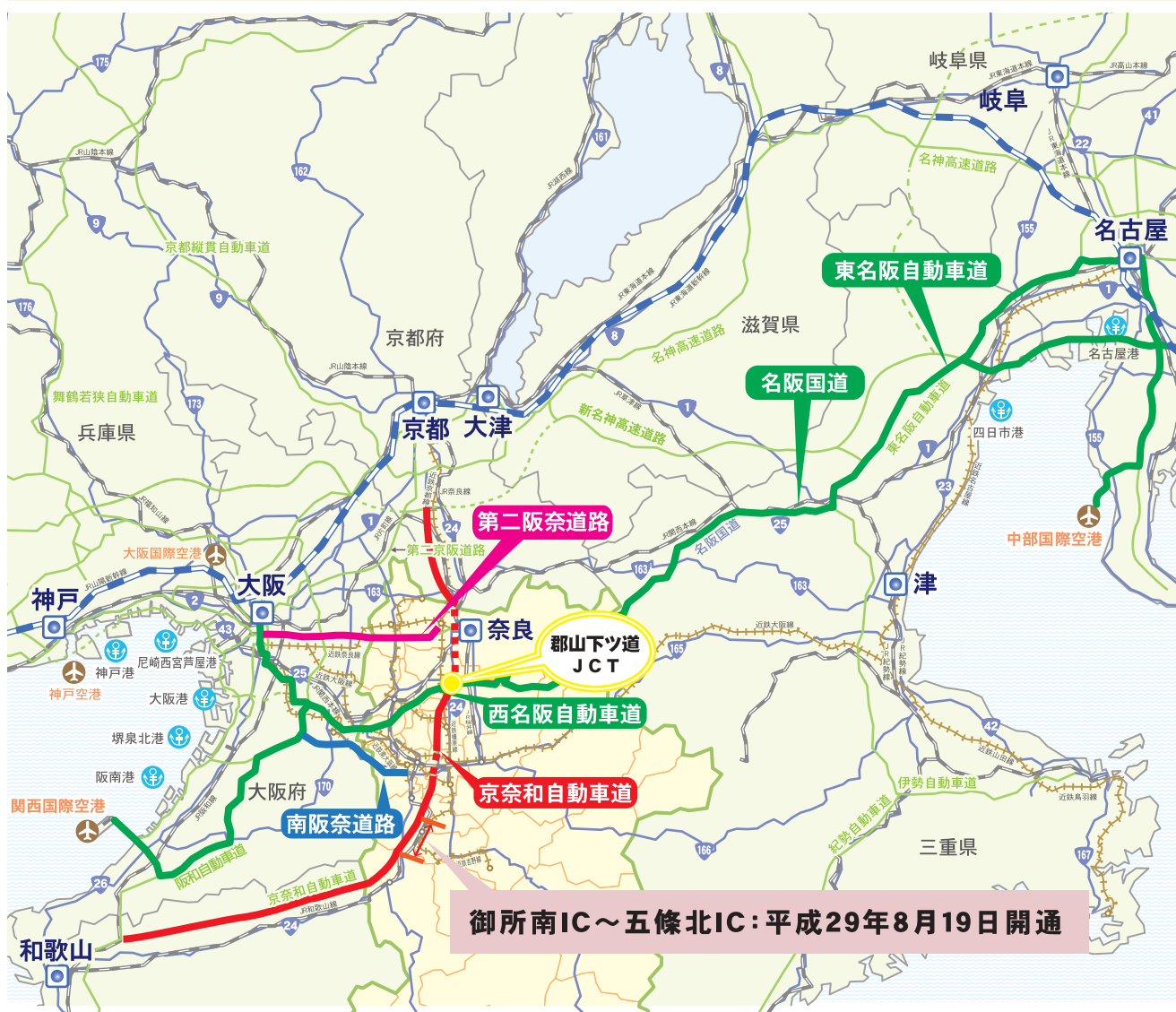
LOCATION

さらに、奈良盆地を南北に縦断する京奈和自動車道が平成18年より段階的に開通してきたことにより、名阪国道や南阪奈道路などの東西に走る自動車専用道路とのネットワークが飛躍的に充実し、京阪神・名古屋へのアクセスが大変便利になりました。今後、京奈和自動車道の全線開通によりますます便利になります。



これから、ますます便利になります!!

和歌山県や関西国際空港へのアクセスが飛躍的に向上しました。京奈和自動車道の全体整備率は73%(奈良県全域65%)となります。



空港からの陸上アクセス

各空港からのアクセスに便利な**直通バス**が充実。JR奈良駅まで関西国際空港からは**約1時間30分**、大阪国際(伊丹)空港からは**約1時間10分**です。関西国際空港より
バスをご利用の場合

■奈良線(停留所)

JR奈良駅、近鉄奈良駅
奈良ホテル、天理(標本)

■近鉄学園前・学研都市線(停留所)

学研けいはんなプラザ・学研奈良登美ヶ丘駅
近鉄学園前駅(北口)・藤の木台四丁目
第二阪奈生駒

■大和八木・高田線(停留所)

桜井駅(北口)・大和八木駅(南口)・高田市駅

大阪国際(伊丹)空港より
バスをご利用の場合

■奈良線(停留所)

天理駅
JR奈良駅(東口)・近鉄奈良駅
新大宮駅
奈良市庁前
阪奈菅原
阪奈宝来
第二阪奈生駒大和西大寺駅
からのアクセス

奈良	5分
生駒	8分
大和八木	21分

JR奈良駅
からのアクセス

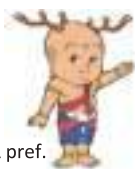
王寺	15分
桜井	28分

主要都市へのアクセス

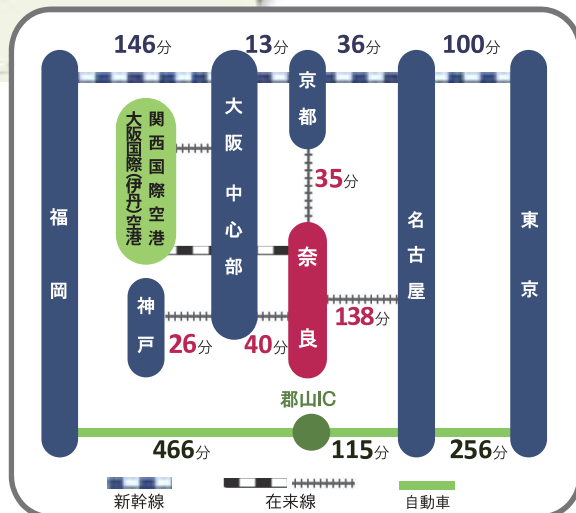
奈良市や生駒市は県の最北に位置しており、**大阪や京都へのアクセスは至便**。県中部の橿原市や御所市、県南部の吉野町などからも大阪都市圏に**1時間程度**でのアクセスが可能です。

大阪中心部・空港へのアクセス

大阪	JR線 58分
難波	JR線 47分 / 近鉄線 37分
天王寺	JR線 33分
関西国際空港	鉄道 80~90分 / バス 90分
大阪国際(伊丹)空港	鉄道 80~90分 / バス 70分

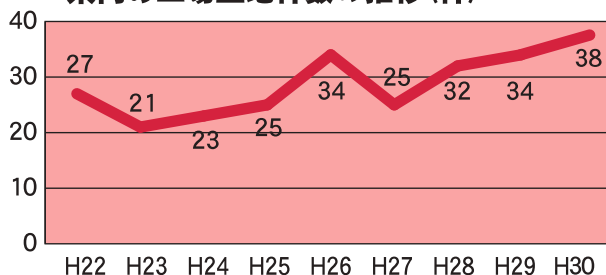


©NARA pref.

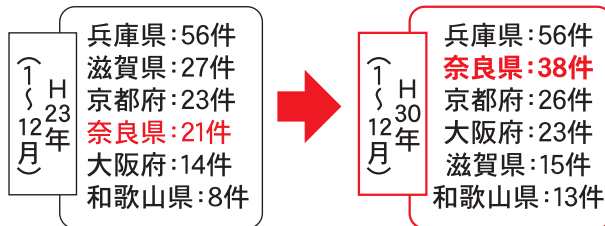


奈良県内に企業が続々と進出 進む企業立地

県内の工場立地件数の推移(件)



近畿圏の立地件数(多い順)



経済産業省平成30年調査「工場立地動向調査」をもとに県が作成

良好なアクセスにも関わらず、土地は安価 京阪神よりも低コストな土地



平成30年地価調査 工業地平均(1㎡あたり)

京都府	69,900 円
大阪府	107,900 円
兵庫県	48,400 円
奈良県	34,700 円

低コストで割安



©NARA pref.

「平成30年都道府県地価調査」

研究開発や高度なものづくりに応えます 優秀な人材が豊富

奈良県の進学率は、男女共に全国平均より高い傾向にあり、また、奈良県と全国平均共に女性の方が男性より高くなっています。

勤勉で志の高い人材が豊富

文部科学省「平成30年学校基本調査」

大学・短大進学率 全国 7 位 (58.2%)

男性 全国 10 位 54.7% 女性 全国 6 位 61.7%

女性の潜在労働力が豊か

女性就業率は42.4%と全国最下位ですが、県内の無職の女性に就労への意欲を尋ねたところ、8割以上の方が「仕事に就きたい」と答えています。また、就職や転職を希望する女性の多くが県内での勤務を希望しています。

就労希望 **81.4%** 県内希望 **81.4%** (20歳代～40歳代)

奈良県「平成26年女性の社会参加に関する意識調査」

女性就業率(%)

全 国	48.3
東 京 都	51.6
大 阪 府	46.3
奈 良 県	42.4

総務省「平成27年国勢調査」



県内優遇制度一覧

SUPPORT

充実の優遇制度

		製造業等		情報通信業
		工場・研究所等		情報通信関連の事業所
		新規立地 または 拡張	機能強化	新規立地 または 拡張
地域未来投資促進法に基づく 優遇制度 (税制優遇)(金融支援) (p.7 ~ 11)		○	○	○
奈良県の 充実した 優遇制度 (補助金) (p.12 ~ 16) ※各補助金は 併用不可	企業立地 促進補助金 (大規模立地) (p .12)	○		
	企業活力集積 促進補助金 (中規模立地) (p .13)	○		
	企業定着 促進補助金 (県内定着) (p .13)		○	
	情報通信関連企業 立地促進補助金 (p .14)			○
奈良県の充実した優遇制度 (税制優遇) (p.17)		○		

さらに支援対象が拡大しています。

		本社機能（事務所、研究所、研修所）
		奈良県内へ移転または拡充する場合
地域再生法に基づく優遇制度 (税制優遇)(金融支援) (p.18 ~ 19)		○
奈良県独自の 優遇制度 (補助金)	地方拠点強化 促進補助金 (p.18 ~ 19)	○



地域未来投資促進法に基づく優遇制度

SUPPORT

地域未来投資促進法では、「地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する取組(地域未来投資)」を活
発化し、地域経済における稼ぐ力の好循環を実現させることを目的としています。従来の支援対象(製造業等)に加え、
第4次産業革命(AI・IoT)関連分野や観光関連分野等へも支援対象が拡大され、各種優遇制度を利用できます。

充実の優遇制度

新規立地に伴い建物・機械を取得するとき

法人税等の課税の特例

法人税等に対して投資に係る

減税措置の適用

(詳しくは、p.10をご覧ください)

実施主体：国(管轄の税務署)

要件：事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計が
2,000万円以上

支援措置：機械・装置等：50%特別償却、5%税額控除(最大)
建物等：20%特別償却、2%税額控除

不動産取得税等の 課税免除

土地・建物等の取得にかかる税負担
を軽減

(詳しくは、p.10をご覧ください)

実施主体：県(管轄の県税事務所)

要件：土地・建物等の取得価額の合計額が1億円超
(農林漁業関連業種は5,000万円超)

支援措置：建物・付属設備・構築物及びそれらの敷地である
土地(取得後1年以内に着工したものに限り)の
取得にかかる不動産取得税を免除

中小企業が建物・機械を取得するとき

日本政策金融公庫による 融資制度

(詳しくは、p.11をご覧ください)

実施主体：日本政策金融公庫

貸付対象：「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等

貸付限度：中小企業事業：7.2億円(うち運転資金2.5億円)
国民生活事業：7,200万円(うち運転資金4,800万円)

貸付期間：設備資金：20年以内(うち措置期間2年以内)
運転資金：7年以内(うち措置期間2年以内)

貸付利率：設備資金：中小企業事業：2.7億円まで特別利率①
国民生活事業：特別利率
運転資金：基準金利

地域未来投資促進資金 (制度融資)

(詳しくは、p.11をご覧ください)

申込先：取扱金融機関

貸付対象：「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等

貸付限度：設備資金・運転資金：2.8億円以内

貸付期間：設備(運設含む)資金：15年以内(うち措置期間1年以内)
運転資金：7年以内(うち措置期間1年以内)

保証：信用保証協会の保証が必要(保証料0.00%)
原則として法人代表者以外の保証人は不要

(財)食品流通構造改善 促進機構の債務保証

食料品製造業の借入時に可能

(詳しくは、p.11をご覧ください)

実施主体：(財)食品流通構造改善
促進機構

保証範囲：借入元利及び損害金の合計額の90%

保証期間：20年以内(設備資金)

保証料：元本の0.8%以内

奈良県未来投資促進基本計画について

「奈良県未来投資促進基本計画」で定める計画期間、促進区域の範囲内で、対象となる事業を行った場合、各種優遇制度の活用が可能となります。

対象区域（促進区域）

奈良県全域（全39市町村）

計画期間

平成29年9月29日～令和5年3月31日

基本計画において支援対象とする取組

経済的効果の目標

事業者が、基本計画の計画期間・促進区域の範囲内において、奈良県の地域経済を牽引することが期待されるものとして基本計画に掲げる取組を行うことにより、高い付加価値と経済的効果を生み出すことが期待される事業について、「地域経済牽引事業」として各種の優遇措置を利用できるようにします。



©NARA pref.

基本計画に掲げる取組	担当窓口
①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野	企業立地推進課
②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり	産業振興総合センター 企業立地推進課
③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野	産業振興総合センター
④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社	産業政策課
⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流	企業立地推進課
⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信	企業立地推進課

高い付加価値を創出

付加価値増加分：3,775万円超

※付加価値＝売上－費用総額＋給与総額＋租税公課
費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費

地域における経済的効果

売上：5%増加

※県内事業所の平均年間付加価値額(H24経済センサス)

支援対象となる取組例

【産業集積を活用した成長ものづくり】

金属部品加工業として蓄積した技術を生かしつつ、異分野である航空機部品工場を新規立地。

【特産物を活用した農林水産・地域商社】

三輪素麺のブランド力を生かした販路拡大や、柿をはじめとした特産物の地域商社等による輸出拡大等。

【公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野】

奈良県産業振興総合センターに蓄積する技術シーズを活用した共同研究により創出した新商品の製品化のための設備投資。

【交通インフラを活用した物流】

京奈和自動車道の整備進展や、郡山下ツ道ジャンクションの供用開始により高まってきた交通の利便性を生かし、荷さばきの自動化や、IoTを活用した管理システムを導入した高機能的な物流施設の立地。



産業集積が進む五條北IC周辺



特産品である柿、三輪素麺



産業振興総合センターの試験機器



郡山下ツ道ジャンクション



優遇制度を利用するには

事業に着手する前に、「地域経済牽引事業計画」に添付書類を添えて申請し、県の承認、国の確認(税制優遇を活用する場合)を受ける必要があります。

提出書類

- (1) 地域経済牽引事業計画承認申請書
- (2) 直近2期間分の貸借対照表及び損益計算書
- (3) 直近2期間分の事業報告書
- (4) 法人の定款
- (5) 法人登記事項証明書
- (6) 開発許可通知書、建築確認済証または検査済証
- (7) 平面図
- (8) 土地(建物)登記簿謄本
- (9) 会社案内

制度活用のための手続き

事業者

「地域経済牽引事業計画」の作成、提出

県

県知事による計画承認

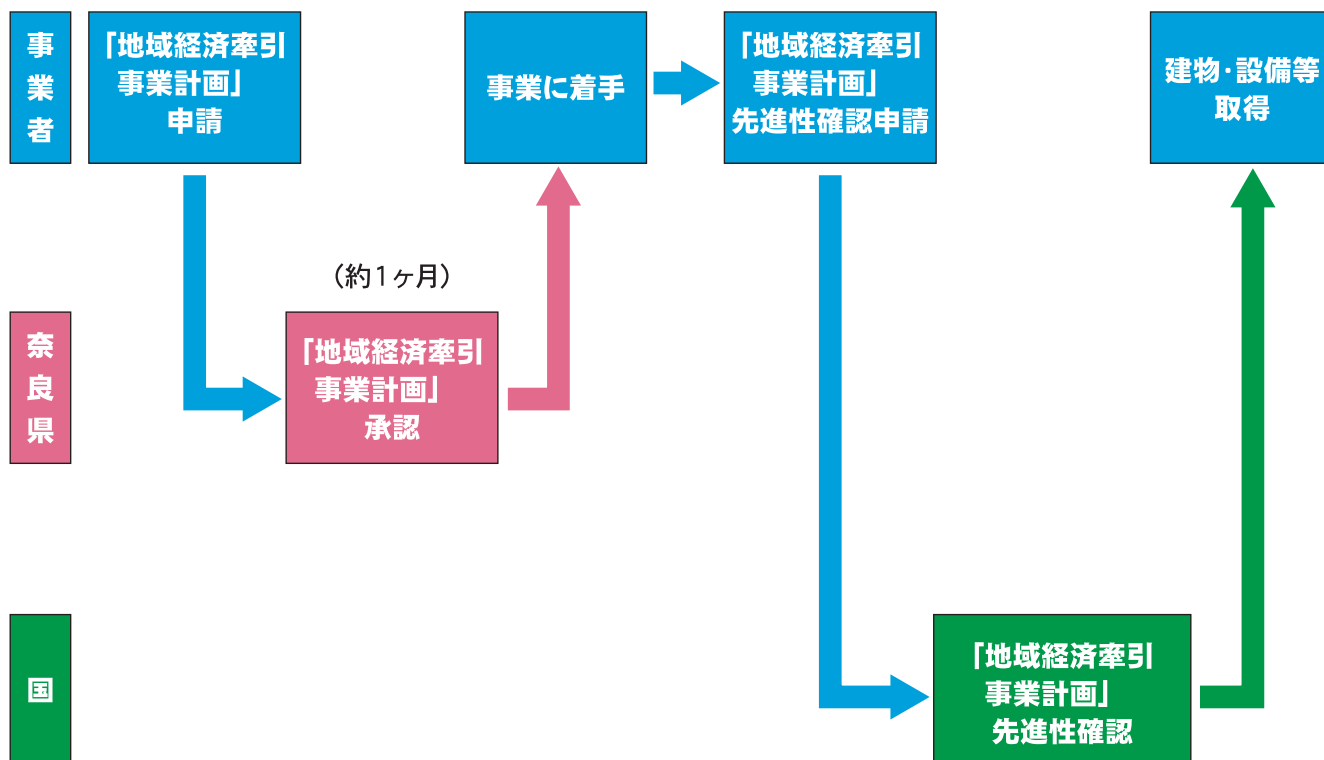
各種支援メニューの活用

「地域経済牽引事業計画」の承認後、各支援メニューの実施主体に申請してください。

※税制優遇を活用する場合、建物・設備を取得するまでに、別途国へ**先進性確認**を受ける必要があります。

先進性確認については、近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課 地域開発室までお問い合わせ下さい。

申請フロー



担当窓口

県知事の承認	奈良県 産業政策課 (TEL:0742-27-7005) 産業振興総合センター (TEL:0742-33-0817) 企業立地推進課 (TEL:0742-27-8813)
先進性の確認	近畿経済産業局 地域経済部 地域経済課 地域開発室 (TEL:06-6966-6012)

奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度 税制

法人税等の課税の特例

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に沿って行う事業のうち、**国が先進性を確認した事業について**、法人税（個人にあっては所得税）に対して投資にかかる減税措置の適用を受けることができます。

対象者	基本計画の計画期間内に知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づいて設備投資を行う者。												
対象事業	①国に設置された「地域経済牽引事業計画先進性評価委員会」において、事業着手前に以下のいずれかについて先進性の確認を受けること。 1)開発又は生産する製品の先進性 2)開発又は提供する役務の先進性 3)製品の生産又は販売の方式の先進性 4)役務の提供の方式の先進性 ②計画開始から5年後において、以下の達成が見込まれること。 事業の売上高伸び率(%) ≥ 過去5事業年度の当該事業に係る市場規模の伸び率(%) + 5% ③事業の用に供する減価償却資産の取得予定価額の合計額が2,000万円以上であること。 ④上記③の取得予定価額が、事業者の前年度の減価償却費の額の10分の1以上であること。 〈上乗せ要件〉 ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上であること。												
対象税目	法人税 所得税(事業者が個人である場合)												
軽減措置	※対象資産の取得価額の合計額のうち、1事業につき80億円を限度とする。 ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。 ※税額控除は、その事業年度の法人税額または所得税額の20%までを上限とする。 <table><tr><th>対象設備</th><th>特別償却</th><th>税額控除</th></tr><tr><td>機械・装置</td><td>40%</td><td>4%</td></tr><tr><td>上乗せ要件を満たす場合</td><td>50%</td><td>5%</td></tr><tr><td>建物・附属設備・構築物</td><td>20%</td><td>2%</td></tr></table>	対象設備	特別償却	税額控除	機械・装置	40%	4%	上乗せ要件を満たす場合	50%	5%	建物・附属設備・構築物	20%	2%
対象設備	特別償却	税額控除											
機械・装置	40%	4%											
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%											
建物・附属設備・構築物	20%	2%											
実施主体	国(管轄の税務署)												

不動産取得税及び固定資産税（県課税分）の課税免除

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う事業のうち、**国が先進性を確認した事業について**、取得した土地・建物に係る不動産取得税に対して課税免除措置の適用を受けることができます。

対象者	基本計画の計画期間内に知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って対象施設を設置した者（計画期間：平成29年9月29日～令和5年3月31日）
対象施設	建物、附属設備、構築物及びそれらの敷地である土地の取得価額の合計が1億円（農林漁業関連業種は5,000万円）超。 ※土地については、基本計画の同意日（平成29年9月29日）以後の取得であり、かつ取得後1年以内に着工されたものに限る。
対象事業	法人税等の課税の特例の対象事業と同じ。
対象税目	不動産取得税 固定資産税（県課税分）※3年度分に限る。
軽減措置	課税免除
実施主体	県（管轄の県税事務所）

奈良県で活用できる地域未来投資促進法に基づく優遇制度 金融

日本政策金融公庫による融資制度

地域未来投資促進法に基づき、中小企業者が、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う事業に対し、必要な資金の融資を受けることが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備資金及び長期運転資金
貸付限度	中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円） 国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
貸付期間	設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）
利率	設備資金 中小企業事業：2億7,000万円までは特別利率① ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率③ 国民生活事業：特別利率 ※中小企業事業の2億7,000万円超の設備資金と運転資金は基準金利 ※国民生活事業の運転資金は基準金利
実施主体	日本政策金融公庫

地域未来投資促進資金（制度融資）

地域未来投資促進法に基づき、中小企業者が、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う事業に対し、必要な資金の融資を受けることが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等
貸付限度	設備資金・運転資金：2億8,000万円以内 （有担保2億円、無担保8,000万円）※普通保証とは別枠
貸付期間	設備（運設含む）資金：15年以内（うち据置1年以内） 運 転 資 金：7年以内（うち据置1年以内）
利率	金融機関所定金利
担保及び保証人	・奈良県信用保証協会の保証が必要 ・担保は必要に応じて提供 ・原則として法人代表者以外の保証人は不要
保証料	0.00%
取扱金融機関	商工組合中央金庫奈良支店、南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、京都銀行、紀陽銀行、関西みらい銀行、中京銀行、第三銀行、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合 （順不同）

（財）食品流通構造改善促進機構の債務保証

地域未来投資促進法に基づき、知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」にしたがって行う食料品製造業の事業に対し、必要な資金の借入時に利用することが可能となります。

貸付対象	知事の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に基づく設備投資等
保証範囲	借入元利及び損害金の合計額の90% ※保証限度は被保証者の事業規模、必要資金額、信用力等を総合的に判断して決定
保証期間	20年以内（設備資金）
保証料	借入の元本に係る、保証債務の残高に対して、0.8%以内
実施主体	公益財団法人 食品流通構造改善促進機構



奈良県の充実した優遇制度 補助金

SUPPORT

奈良県企業立地促進補助制度

県内に工場や研究所等を...



©NARA pref.

新規立地
または**拡張**

機能強化

大規模

企業立地促進補助金

中規模

企業活力集積促進補助金

企業定着促進補助金

県内に情報通信業の事業所を...

新規立地または**拡張**

情報通信関連企業立地促進補助金

大規模立地

企業立地促進補助金 最大20億円

雇用の創出および地域経済の活性化に大きく貢献する大規模な立地に対し支援します。

対象企業	製造業の工場・研究所を立地する企業
対象となる事業	着工の日から起算して2年以内に①～③のすべての要件を満たし、操業開始する事業 ①固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が100億円以上 ②県内新規常用雇用者*が100人以上 ③市町村から立地に関する支援を受けるもの
補助金の額	限度額を20億円とし、①～④における対象額を交付 ①固定資産投資額の10% ②付帯経費の5% (付帯経費の例...埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等) ③県内新規常用雇用者1人につき30万円(3年間の増加人数分) ④県内新規準常用雇用者*1人につき10万円(3年間の増加人数分)

*用語の定義はp.16を参照

中 規 模 立 地

企業活力集積促進補助金 最大10億円

経済効果の高い中規模の立地を促進するために、工場・研究所等の立地に対し支援します。

対 象 企 業	製造業の工場・研究所を立地する企業、本社機能・特定の物流施設 [*] を立地する企業
対 象 と な る 事 業	着工の日から起算して2年以内に 1 または 2 いずれかの要件を満たし、操業開始する事業 1 ■固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が5億円以上 ※特定の物流施設、県外本社機能移転、県南部・東部地域への立地の場合は3億円以上 ■かつ県内新規常用雇用者[*]が10人以上 ※特定の物流施設、県南部・東部地域への立地の場合は県内新規標準常用雇用者[*]を0.5人分として算入可 ※県外本社機能移転の場合は、県内新規常用雇用者は3人以上（県内新規標準常用雇用者を0.5人分として算入可） 2 ■常用雇用者が100人以上 ※県南部・東部地域への立地の場合は準常用雇用者[*]を0.5人分、特定の物流施設については1人分として算入可
補 助 金 の 額	限度額を2億円とし、①～④における対象額を交付 ※ただし知事が特に認める場合、 ■ 県内新規常用雇用者数が50人以上：限度額5億円 ■ 県内新規常用雇用者数が100人以上：限度額10億円 （県内新規標準常用雇用者を0.5人分として算入可） ①固定資産投資額の10% ※成長分野及び被災企業の工場・研究所は5%を上乗せ ②付帯経費の5% （付帯経費の例…埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等） ③上記雇用要件を超える県内新規常用雇用者1人につき30万円（3年間の増加人数分） ④上記雇用要件を超える県内新規標準常用雇用者1人につき10万円（3年間の増加人数分） 南部・東部地域振興補助金（加算金） 南部地域（五條市、御所市、高市郡、吉野郡）、東部地域（宇陀市、山添村、曽爾村、御杖村）に立地する場合 ■ 固定資産投資額 5億円以上で加算金1,000万円 ■ 固定資産投資額 10億円以上で加算金2,000万円 （※上記限度額を超えて交付）

県 内 定 着

企業定着促進補助金 最大1億円

県内立地企業による安定的かつ継続的な企業活動を促進するために、工場・研究所の機能強化に対し支援します。

対 象 企 業	製造業の工場・研究所を県内に立地している企業で、以下のすべての要件を満たす企業 ①県内に立地後、20年以上経過している企業 ②県内における常用雇用者 [*] が50人以上の企業
対 象 と な る 事 業	着工の日から起算して2年以内に 1 または 2 いずれかの要件を満たし、操業開始する事業 1 ■機能強化に要する経費（土地の取得に要する経費を除く）が10億円以上（中小企業は5億円以上） ※機能強化に要する経費の例：建物の改築・改修、機械装置の設置等 ■かつ県内新規常用雇用者[*]が10人以上、又は地域経済牽引事業として知事の承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受けたもの 2 ■県内新規常用雇用者が20人以上
補 助 金 の 額	限度額を1億円とし、①～②における対象額を交付 ①機能強化に要する経費の10% ②付帯経費の5%

*用語の定義はp.16を参照

オフィスの賃料をはじめ、人材の確保に要する経費など、充実した優遇制度で奈良県への立地をバックアップします。

補助金の要件

令和2年3月31日までに着工し、**着工の日から2年以内**に操業を開始する事業で、以下の助成要件 **1・2** を満たすもの

1 ■地域経済牽引事業として知事の承認を受けた事業のうち国による先進性の確認を受けたもの

2 ■情報通信業系・・・県内新規雇用者数* **5人以上**
■コールセンター系・・・県内新規雇用者数 **20人以上**

(対象の業種例)

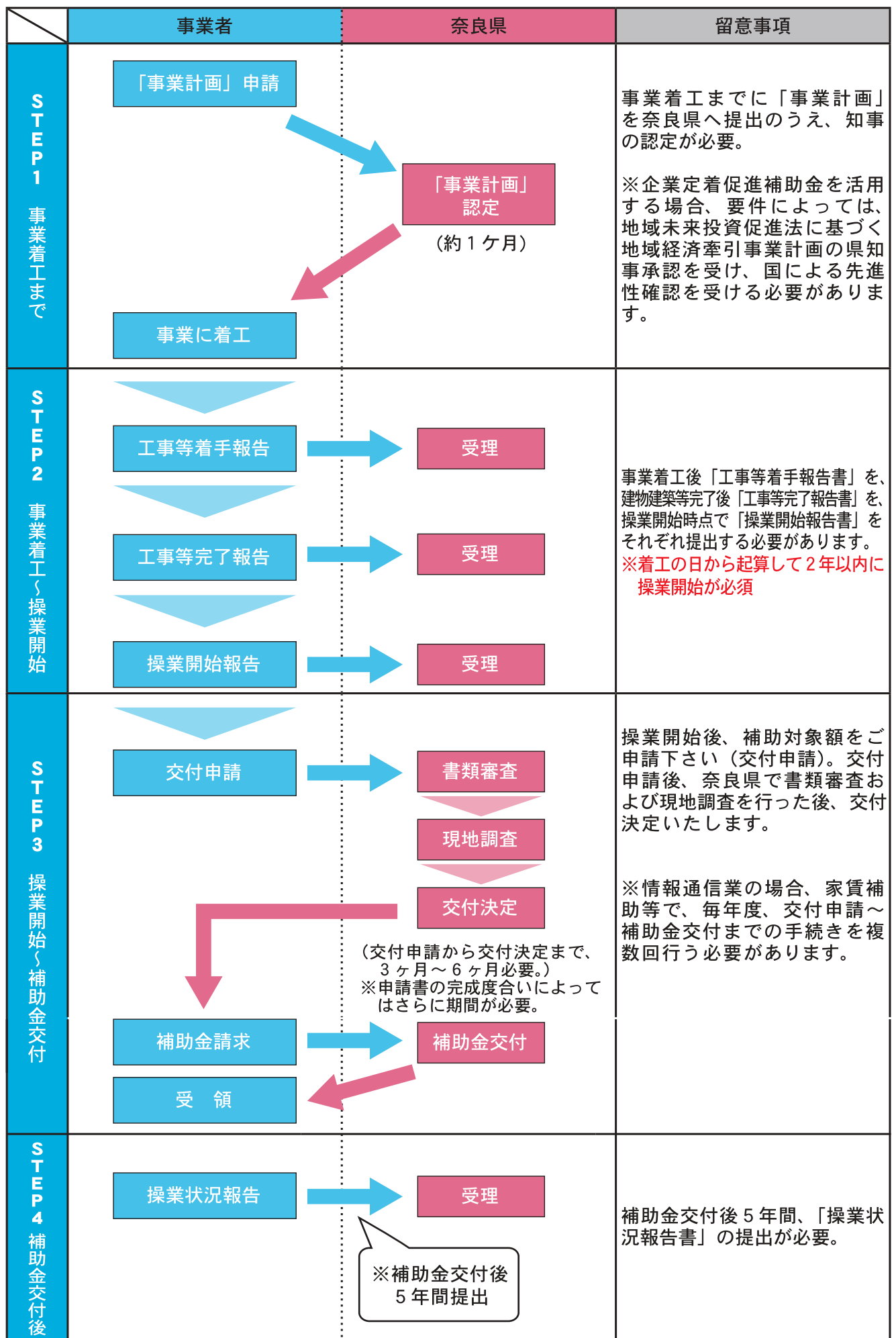
	業種	内容	業種例
情報通信業系	情報サービス業	日本標準産業分類上の「情報サービス業」	ソフトウェア業 データエントリー業 データベースサービス業
	インターネット付随サービス業	日本標準産業分類上の「インターネット付随サービス業」	ウェブ情報検索サービス業 アプリケーション・サービス・プロバイダ
	デジタルコンテンツ業	デジタル技術を活用して、コンテンツを制作する事業所	映画、音楽、演劇、文芸、写真、漫画、アニメーション、コンピュータゲーム
	データセンター	インターネット用のサーバやデータ通信等の装置を設置及び運用することに特化し、保守、運用サービス等を提供する事業所	—
コールセンター系	コールセンター	コンピューターと通信回線を利用して集約的に顧客サービス等の業務を行う事業所	—
	バックオフィス	経理、総務、人事、会計等の管理業務及び書類の収発、データ入力等の事務作業等の間接的業務を集約的に行う事業所	—

補助内容

補助区分	補助率	補助期間	補助限度額
①雇用に対する奨励金	新規雇用1人につき 50 万円/人 ※正社員以外にも、1年以上雇用が継続される見込みの者も可 （県内に住所を有する者又は操業に伴う県内転入者）	操業から 5 年間	左記①～⑦の計で 原則 3 億円 ※ただし、知事が特に認める場合で 県内新規雇用者数が ⁶ 50 人以上 5 億円 100 人以上 10 億円
②新規採用従業員 研修経費に対する助成	上限 30 万円/人（補助率 1/2 ） ※対象経費…講師謝金、指導者人件費、受講料、 テキスト代、教材費、会場借り上げ料等		
③オフィス賃借料に対する助成	上限 1, 000 万円/年 （補助率 1/2 ）		
④施設建設・機器等の設備投資 に対する助成	投下固定資産額× 10 % ※投資額が3, 000万円以上の場合に実施	—	
⑤付帯経費に対する助成	付帯経費× 5 % ※投資額が3, 000万円以上の場合に実施		
⑥施設改修に対する助成	上限 1. 5 万円/㎡ （補助率 1/2 ）		
⑦求人広告経費・人材紹介経費 に対する助成	上限 各 100 万円 （補助率 1/2 ） ※対象経費…操業開始後1年以内の経費		

*用語の定義はp.16を参照

申請フロー



用語	定義
県内新規常用雇用者	立地工場等の操業に伴う新たな常用雇用者（県内に住所を有している者）、または操業に伴い県内に住所を変更した常用雇用者
県内新規雇用者	操業に伴う新たな雇用者（県内に住所を有している者）又は操業に伴い県内へ住所を変更した雇用者で以下2つのいずれかに該当する者
常用雇用者	工場等における従業者のうち、雇用期間の定めがない雇用保険被保険者
準常用雇用者	工場等における従業者のうち、1年以上雇用が継続される見込の雇用保険被保険者、または労働者派遣法に基づく労働者派遣契約により派遣される者で派遣期間が1年以上の者
特定の物流施設	社会資本（高速自動車国道等のIC（予定地を含む）、工業団地等）または卸売市場の周辺2kmの区域内に立地し、次の設備のいずれかを有する物流施設 ①物資の仕分け及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備 ②物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム ③流通加工の用に供する設備



奈良県の充実した優遇制度 税制

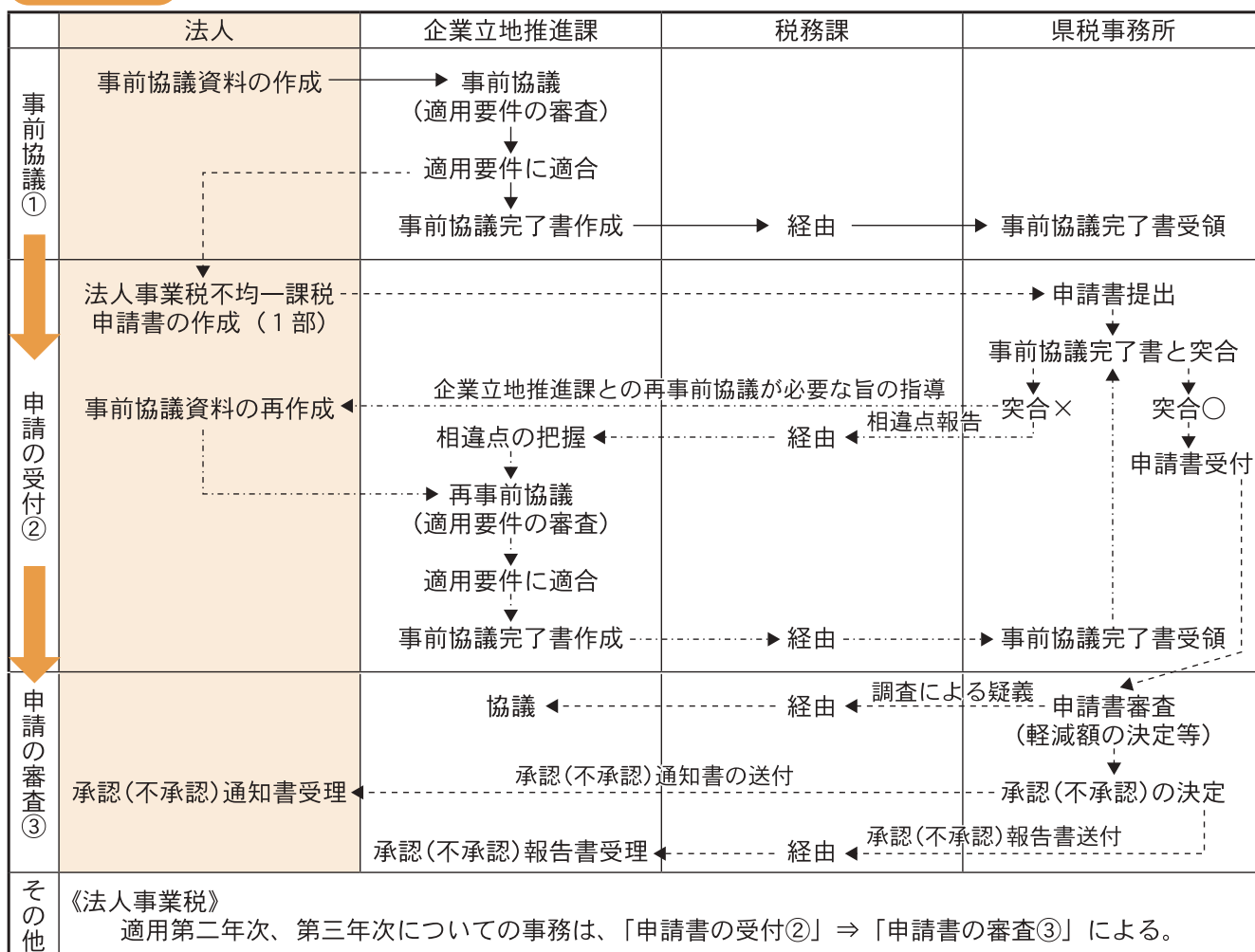
SUPPORT

奈良県企業立地促進のための法人事業税の軽減

奈良県内において、一定要件を満たす工場又は研究所を設置した法人を対象に、事業税の軽減措置（最大で3億円）を行います。

対 象 者	平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に、用地を取得、賃借又は地上権を取得し、一定要件を満たす工場または研究所を設置した法人
要 件	次の要件をいずれも満たす工場又は研究所を設置した法人 ①総建築面積（福利厚生施設を除く）が3,000㎡以上 （移転に伴う場合は、建築面積が3,000㎡以上増加することが必要） ②工場又は研究所を設置したことに伴って、 ・新規雇用が10人以上（雇用期間の定めのない者等であって、県内に住所を有する者に限る）※法人の事業年度末日現在での雇用人数 ・かつ当該法人の県内事務所または事業所において、増加する県内の総従業者数が10人以上
対象施設	製造業の工場・研究所
対象税目	法人事業税
軽減措置	所得金額部分を3年間、通常の3/4に軽減 年間減税額は1億円以内（1億円×3年間＝最大3億円）

申請フロー





地域再生法に基づく優遇制度

SUPPORT

「地方拠点強化税制」について

地域再生法に基づいて奈良県が策定した「奈良県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画」において定める地方活力向上地域において**特定業務施設***(本社機能)の移転、拡充を行う場合には、そのための固定資産投資や雇用の増加に対する税制優遇や債務保証等の地域再生法による各種優遇制度の活用が可能です。

優遇制度

オフィス減税

特定業務施設の新設または増設に関する課税の特例

実施主体：国（管轄の税務署）

要件：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物の取得価額が2,000万円以上（中小企業者1,000万円以上）
期間：令和2年3月31日までに奈良県知事の認定が必要
限度額：税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%
支援措置：
 移転型*：建物等の取得価格に対し、特別償却25%または税額控除7%
 拡充型*：建物等の取得価格に対し、特別償却15%または税額控除4%

雇用促進税制

特定業務施設の新設または増設にかかる雇用の拡大に対する課税の特例

実施主体：国（管轄の税務署）

要件：適用年度中の法人の特定新規雇用者等数が2人以上であること。
 適用年度及びその前事業年度中に事業主都合による離職者がいないこと。
 適用年度における「支払給与額」がその前事業年度よりも、一定以上増加等
限度額：雇用促進税制のみで当期法人税額等の20%
 雇用促進税制（上乗せ措置）とオフィス減税合わせて当期法人税額等の20%
支援措置：
 移転型：①法人全体の雇用者増加率が5%以上の場合は1人あたり最大60万円
 法人全体の雇用者増加率が5%未満の場合は1人あたり最大30万円
 ②①に加え、東京23区からの移転者を含む当該地方拠点の当期増加雇用者1人あたり30万円の税額控除を追加（最大3年間）
 拡充型：①法人全体の雇用者増加率が8%以上の場合は1人あたり最大60万円
 ②法人全体の雇用者増加率が8%未満の場合は1人あたり最大30万円

債務保証

中小企業基盤整備機構による債務保証

実施主体：中小企業基盤整備機構

要件：地域再生法に基づき、奈良県知事の計画認定を受けた事業者
 信用保証協会等の保証を受けることが困難なもの（大企業等）
保証限度：15億円
保証割合：借入及び社債の元本の30%
保証期間：10年以内（設備資金）
資金使途：設備資金（認定計画で認められた使途）、土地取得にかかる資金
形式：借入又は社債

奈良県独自の支援施策

不動産取得税の課税免除及び不均一課税

実施主体：県（管轄の県税事務所）

要件：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物の取得価額の合計が3,800万円以上（中小企業者1,900万円以上）
支援措置：建物の用に供する家屋とその敷地である土地の取得に対して課される不動産取得税を、
 移転型：課税免除
 拡充型：10分の1に軽減
 ※土地については、取得後1年以内に着工されたものに限る。

地方拠点強化促進補助金

実施主体：県（企業立地推進課）

対象企業：以下のいずれかに該当する事業者
 ①総従業員*100人以上の営利企業
 ②県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの*であって非営利の学術・開発研究機関*
補助となる事業：地方拠点強化税制に伴う「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の承認を知事から受けた事業であって、事業着工から2年以内に、以下のすべての要件を満たすもの
 ①固定資産投資額（土地を除く）が2,000万円（中小企業1,000万円）以上
 ②県内新規常時雇用者*が10人（中小企業5人）以上
補助内容：固定資産投資額の10%、付帯経費の5%（上限1億円）

*用語の定義はp.19を参照

支援メニューを利用するには

地域再生法による支援メニューを利用されるには、本社機能移転・拡充の取組を行う前に「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を提出し知事の認定を受ける必要があります。

提出書類

- (1) 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画認定申請書（移転型又は拡充型）及びその写し
- (2) 法人の定款の写し及び登記事項証明書(法人の場合)
- (3) 直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該年度末の財産目録（これらの書類が無い場合は、準ずるもの）
- (4) 賃金台帳または雇用者名簿

制度活用のための手続き

事業者

「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の作成、提出

県

県知事による計画認定

各種支援メニューの活用

奈良県地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画

計画期間：平成28年3月15日～令和4年3月31日
※地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定は、令和2年3月31日まで

対象地域

上記計画で定められた「地方活力向上地域」（「移転型」対象地域、「拡充型」対象地域）があり、それぞれ町丁目地番単位で詳細に指定されていますので、計画されている地域が対象地域であるかについては、事前にお問い合わせ下さい



©NARA pref.

対象となる事業

特定業務施設（「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事務所。いわゆる本社機能）の移転・拡充に係る事業であって、当該本社機能において、従業員数が5人（中小企業者2人）以上増加すること。

用語の定義

用語	定義
特定業務施設	「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「国際事業部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所または研究所、もしくは研修所であって重要な役割を担う事業所
移転型	東京23区から地方活力向上地域（移転型対象地域）に本社機能を移転する場合 (例) ・東京に本社を置く企業が奈良県内の地方活力向上地域に新社屋を建設し本社を移転。 ・効率的に研究開発成果を量産に結び付けるため、同社の主力生産工場がある奈良県内の地方活力向上地域に研究所を建設し、東京本社から研究開発機能を移転。
拡充型	地方活力向上地域（拡充型対象地域）において本社機能を拡充（東京23区以外の地域からの移転に伴う拡充を含む）する場合 (例) ・従前から県内の地方活力向上地域（拡充型対象地域）に本社を置く企業がその本社を増築し、本社の業務に従事する雇用者を増加。 ・東京23区以外に本社を置く企業が県内の地方活力向上地域（拡充型対象地域）に移転し、本社の業務に従事する雇用者を増加。
総従業員	事業者の常用雇用者の総計
県内企業の技術研究開発促進、地域産業集積に資するものとして知事が認めるもの	本県の特性を踏まえ、他地域に比較して集積が進んでいる、又は他地域に無い産業であって研究開発を促進することによって主導的地位を確保することが期待できるもの ①創薬、生命科学研究施設 ②文化財保存技術
非営利の学術・開発研究機関	日本標準産業分類において「L71」（学術・開発研究機関）に分類されるものを設置する大学、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人
常時雇用者	雇用保険被保険者であって、以下のいずれかに該当する者 ①期間の定めなく雇用されている者（常用雇用者） ②一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者



特定の地域で活用できる優遇制度税制

SUPPORT

過疎地域

対象区域	五條市、御所市、宇陀市、山添村、三宅町、宇陀郡、明日香村、吉野郡（大淀町除く）
要件	工業生産施設設備取得額が2,700万円を超えるもの等
特別償却	機械・装置等：10% 建物等：6%
事業税	3年または5年間課税免除
不動産取得税	課税免除

半島振興対策実施地域

対象区域	五條市および吉野郡のうち国が産業振興促進計画の認定をした町村
要件	資本金：1,000万円以下 → 取得価額：500万円以上 資本金：5,000万円以下 → 取得価額：1,000万円以上 資本金：5,000万円超 → 取得価額：2,000万円以上
特別償却	割増償却 5年間 機械・装置等：32% 建物等：48%
事業税	3年間不均一課税（1／10）
不動産取得税	不均一課税（1／10）

関西文化学術研究都市

対象区域	奈良市の一部、生駒市の一部
要件	・研究所用施設取得額が3億円以上 ・建設計画の達成に関する国土交通大臣の証明 等
特別償却	機械・装置等：12% 建物等：6%
不動産取得税	不均一課税（1／10）

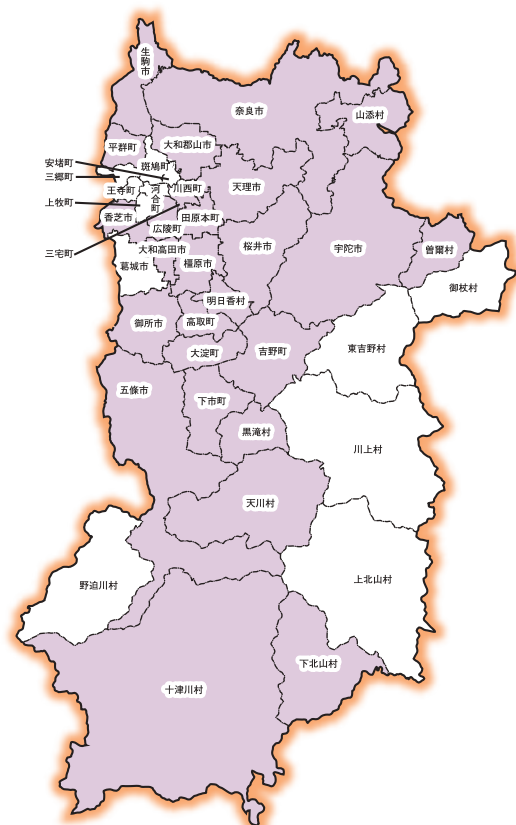


県内市町村の優遇制度

SUPPORT

県内市町村の優遇制度一覧

	市町村	担当課	電話番号	税制優遇	奨励金等	融資
1	奈良市	産業政策課	0742-34-4741	○		○
2	大和高田市	産業振興課	0745-22-1101		○	○
3	大和郡山市	地域振興課	0743-53-1151		○	○
4	天理市	産業振興課	0743-63-1001		○	
5	橿原市	産業振興課	0744-21-1213		○	
6	桜井市	商工振興課	0744-42-9111		○	○
7	五條市	企業観光戦略課	0747-22-4001	○	○	
8	御所市	農林商工課	0745-62-3001	○	○	
9	生駒市	商工観光課	0743-74-1111	○	○	○
10	香芝市	商工振興課	0745-44-3312		○	○
11	葛城市	商工観光課	0745-44-5111			
12	宇陀市	産業企画課	0745-82-5874		○	
13	山添村	地域振興課	0743-85-0048		○	
14	平群町	都市建設課	0745-45-2077		○	
15	三郷町	ものづくり振興課	0745-43-7343			
16	斑鳩町	まちづくり政策課	0745-74-1001			
17	安堵町	産業課	0743-57-1511			
18	川西町	総合政策課	0745-44-2213		○	
19	三宅町	土木まちづくり課	0745-44-3075	○	○	
20	田原本町	観光・まちづくり推進課	0744-34-2085	○	○	
21	曽爾村	企画課	0745-94-2116		○	
22	御杖村	産業建設課	0745-95-2001			
23	高取町	総合政策課	0744-52-3334	○		
24	明日香村	総合政策課	0744-54-2001	○	○	
25	上牧町	まちづくり創生課	0745-76-1001			
26	王寺町	都市計画課	0745-73-2001			
27	広陵町	企画政策課	0745-55-1001	○	○	
28	河合町	地域活性課	0745-57-0200			
29	吉野町	総合政策課	0746-32-3081	○	○	
30	大淀町	まちづくり推進課	0747-52-5501	○	○	
31	下市町	地域づくり推進課	0747-52-0001	○		
32	黒滝村	企画政策課	0747-62-2031	○	○	
33	天川村	地域政策課	0747-63-0321	○		
34	野迫川村	産業課	0747-37-2101			
35	十津川村	財政課	0746-62-0903	○		
36	下北山村	産業建設課	07468-6-0016	○		
37	上北山村	地域振興課	07468-2-0001			
38	川上村	地域振興課	0746-52-0111			
39	東吉野村	地域振興課	0746-42-0441			



県内市町村の優遇制度

奈良市  産業政策課 0742-34-4741

	要件	内容
税制優遇	関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究地区内における、文化学術研究施設の新増設に係る償却資産若しくは家屋又は、その敷地である土地(関西文化学術研究都市の建設に関する計画の同意の日以後の取得で、取得後1年以内に建設着手)	固定資産税の不均一課税 期間:3年間
制度融資	(1)奈良県信用保証協会の保証制度による信用保証を受けることができる者であること。 (2)次のいずれかに該当すること。 ・奈良市内に居住(法人にあっては主たる事業所が所在)していること。 ・市内に事業所を有していること。 ・市内で事業を行う具体的計画を有していること。 (3)市税を完納していること。	・保証料の70%を市が負担。 ・連帯保証人は原則不要(法人は原則として代表者のみ) 融資の種類と限度額 【事業設備資金】1,500万円(利率:年1.75%以下) 【事業運転資金】1,000万円(利率:年1.75%以下) 【短期事業資金】500万円(利率:年1.75%以下) 【小規模企業小口事業資金】 設備資金の場合 1,250万円(利率:年1.25%以下) 運転資金の場合 1,000万円(利率:年1.25%以下) 【創業支援資金】 1,000万円(利率:年1.25%以下) 【無担保無保証人小口事業資金】 1,000万円(利率:年1.25%以下)

大和高田市  産業振興課 0745-22-1101

	要件	内容
奨励金	○新設・増設・移転に伴う建物及び償却資産の投下固定資産額が3,000万円以上の商業・工業等施設を設置した事業者 ○開業日前後90日以内に市内在住者を新規常時雇用従業員として雇用した施設設置事業者	【商業・工業等施設設置奨励金】 固定資産税額の1/2を5年間交付 【雇用促進奨励金】 従業員1人につき20万円を1回交付(限度額1,000万円)
制度融資	【特別融資・小口融資】 ①個人の場合、1年以上市内に住所を有していること ②法人の場合、1年以上市内に住所を有し、かつ市民税が課税されていること ③同一事業を1年以上営んでおり、今後も継続して営むことが確実であること ④市税を滞納していないこと ⑤保証協会の信用保証を受けることができること 等 【創業支援融資】 ①市内で創業する具体的な計画があること ②市内で創業後、1年未満であること ③市が定めた創業支援事業計画に基づく所定のセミナーを受講していること	保証料全額と貸付利率の2分の1(上限1%)を市が負担 【特別融資・小口融資】 設備資金(7年以内): 特別1,500万円、小口500万円 運転資金(5年以内): 特別1,000万円、小口500万円 【創業支援融資】 設備資金(7年): 1,000万円 運転資金(5年): 1,000万円

大和郡山市  地域振興課 0743-53-1151

	要件	内容
奨励金	新設、増設、移転 ①指定区域内に対象事業所等の設置をすること ②県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者 ③投下固定資産額1億円以上(家屋及び償却資産) ④奈良県生活環境保全条例その他の法令に規定する公害防止のための適正な措置を講じていること ⑤市税、その他の公課を滞納していないこと ⑥完全操業開始日までに奨励措置を受ける意思を市長に届出ていること	【工場等設置奨励金】 前年度に賦課された固定資産税相当額 限度額:1億円(3年間の合計) 期間:3年間 【雇用促進奨励金】 操業開始前後6ヶ月の間に、市内在住の新規雇用従業員を1年以上常用雇用従業員として雇用する場合、1人につき20万円(上限1,000万円)
融資	①個人:市内に引き続き1年以上住所を有していること 法人:市内に引き続き1年以上事業所を有していること ②運転資金・設備資金:引き続き6ヶ月以上、同一事業を営んでいること 店舗改造資金:引き続き1年以上、同一事業を営んでいること ③市税を滞納していないこと ④奈良県信用保証協会の信用保証を受けることができること	・信用保証料:全額市が負担 ・貸付利率の1%を市が補助 ・融資限度額 運 転 資 金: 700万円(3年以内) 設 備 資 金: 700万円(4年以内) 店 舗 改 造 資 金: 1,000万円(7年以内)

	要件	内容
奨励金	○新設・増設・移設 次の要件に該当し、市長が企業立地奨励事業者として指定したもの ①市内に事業所（事業の用に供するため、直接必要な人的施設、物的設備及び事業の継続性を備えた施設）を設置すること ※ホテル等事業者に限り、建物・設備設置者と事業運営者が異なっても可 ②市と公害防止協定を締結すること ③投下固定資産総額1億円以上であること（借地可） 増設の場合は5,000万円以上 ※中小企業にあっては1,000万円以上（増設の場合、500万円以上）用地取得後3年以内の操業は用地費を含めることができる ④営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人が設置する事業所（販売用及び賃貸用は含まない） ※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及びこれに類する営業でないこと	【事業所設置奨励金】 ・操業開始後初めて事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から起算して3年間または5年間（選択制） ・投下固定資産に対し各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額を次の割合で奨励金として交付 ①3年間 100/100 ②5年間 60/100 ③ホテル等事業者に限り、6年間 100/100 【雇用促進奨励金】 ・操業開始後初めて事業所に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度に交付 ・交付される年度の4月1日において、過去1年以上雇用している常時雇用従業員（操業開始に伴う新規雇用従業員で市内に住所を有する者に限る）について、5人を超える1人につき20万円（限度額2,000万円） ※中小企業にあっては、2人を超える1人につき20万円（限度額2,000万円）

	要件	内容
奨励金	新設、増設、移転（指定地域内の既存事業所等） ①指定地域内に対象事業所等の設置をすること ②公害等の発生防止の措置をしていること ③投下固定資産額（家屋及び償却資産のみ）が3,000万円以上であること ④市税の滞納がないこと ⑤設置対象事業所等が宿泊施設の場合、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項第4号に規定する営業に該当しないこと ⑥対象事業所等の工事中工までに事業計画書を市長へ提出していること	【事業所等設置奨励金】 操業開始後、初めて係る固定資産税額（家屋・償却資産分100/100）が賦課された翌年度から3年間 【雇用促進奨励金】 操業開始日前90日から同日以後30日までの間に、市内在住の新規雇用従業員が規定の期間常用雇用従業員として3人以上雇用する場合、1人につき30万円（上限900万円）

	要件	内容
奨励金	(1) 自社工場設置企業 事業用地の取得費用を除く投下固定資産額が1億円以上（増設の場合は5,000万円以上） (2) 貸し工場設置企業 事業用地の取得費用を除く投下固定資産額が1億円以上（新設のみ） (3) 貸し工場入居企業 賃貸施設設置奨励金交付の対象となる貸し工場への入居者	【企業立地奨励金又は賃貸施設設置奨励金】 固定資産税等の6割相当額（最大1億円） 期間：5ヶ年度 【賃貸施設入居奨励金】 固定資産税の6割相当額（最大1億円） 期間：5ヶ年度 【埋蔵文化財奨励金】 埋蔵文化財発掘に要した経費の2割相当額（固定資産税等の2割を超えない額） 【雇用奨励金】 市内在住の新規常用雇用者1人あたり10万円（最大300万円）
融資	【中小企業融資】 ①個人：市内に引続き6ヶ月以上住所を有していること 法人：市内に引続き6ヶ月以上事業所を有し、市内に法人登記があること ②引続き6ヶ月以上同一事業を営んでいること ③市税を完納していること ④市制度融資の残高がないこと ⑤暴力団員等に該当しないこと 【木材産業特別融資】 上記に加えて木材業者であること 【創業者向け中小企業融資】 これから新たに事業を営むもの又は事業開始後6ヶ月を経過していないものであって、次の要件を備えているもの ①（ア）個人：市内に住所を有していること （イ）法人：市内に登記の事業所を有していること （ウ）市内で新たに事業を営む具体的な計画を有する、又は現に事業を営んでいること ②市税を完納していること ③市制度融資の残高がないこと ④暴力団員等に該当しないこと	○信用保証料の7割を市が補助 ○貸付利率の1%を市が補助 〈融資限度額・融資期間〉 【中小企業融資】 700万円・5年以内 【木材産業特別融資】 1,000万円・4年以内 【創業者向け中小企業融資】 1,000万円・7年以内

五條市 企業観光戦略課 0747-22-4001

	要件			内容
地域未来投資促進法にかかる税制優遇	奈良県の基本計画に承認された者			3年間課税免除（固定資産税のみ）
	業種 製造業	合計取得価格 1億円以上 5,000万円以上 （農林漁業のみ）	資産の種類 土地・建物（土地取得後一年以内に建物を建築）・構築物	
半島振興法にかかる税制優遇	「半島振興を促進するための五條市の産業の振興に関する計画」に適合したもの			3年間不均一課税（1/10） （固定資産税のみ）
	業種 製造業・旅館業・ 農林水産物等販売業・ 情報サービス業	資本金 1,000万円以下 5,000万円以下 5,000万円 超	合計取得価格 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	
奨励金	新設、増設、移設 （1）投下・増加固定資産総額 5,000万円以上かつ新規雇用者 5人以上 （2）投下・増加固定資産総額 50億円以上かつ新規雇用者 25人以上 （3）投下・増加固定資産総額 100億円以上かつ新規雇用者 50人以上 ※対象施設 … 製造業、情報通信業、物流関連業、宿泊業、学術・開発研究機関の用に供される施設。			【企業立地促進奨励金】 （1）固定資産税額の70/100（限度額 4億円） （2）固定資産税額の75/100（限度額 8億円） （3）固定資産税額の80/100（限度額 50億円） 期間：10年間 【雇用促進奨励金】 1年以上の新規地元雇用者が5人以上の場合、 1人につき50万円（限度額 2,500万円）

充実の優遇制度

御所市 農林商工課 0745-62-3001

	要件	内容
税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上（農林漁業関連業種は5,000万円以上）	固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税） 期間：3年間
奨励金	新設、増設、移転、更新（市内の既存企業） ①指定区域内に工場等の設置 ②投下固定資産（土地除く）の取得価額総額 3,000万円以上 ③公害防止の適正措置 ④市税、国保税その他公課を滞納していないこと ⑤操業開始日までに奨励措置を受ける意志を市長へ届け出ていること	【固定資産税奨励金】 前年度固定資産税相当額（課税免除の適用事業者は課税免除対象分を除く） 期間：3年間 【雇用促進奨励金】 （課税免除の適用事業者も対象） 操業開始日の前後6箇月間の地元雇用に対して 1人につき20万円（限度額 1,000万円） 【設備投資奨励金】 （課税免除の適用事業者も対象） 投下固定資産（土地除く）の取得価格総額×1/100 （限度額 1,000万円）

	要件	内容
税制優遇	次の(1)～(3)のすべての要件を満たすもの (1)建設計画の同意の日以降に文化学研究施設の新設、増設及び取得された固定資産(土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に該当土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合) (2)技術に関する研究開発の用に供される研究所用の施設で、その取得等に要する資金の額が2億円以上 (3)建設計画等の達成に資することの国土交通大臣の証明	固定資産税の不均一課税 期間:3年間
補助金	○新築 土地を除く固定資産投資額が2億円以上、又は、取得・賃貸の用地等の面積が1,500平方メートル以上 ○増築・貸工場の利用 土地を除く固定資産投資額が1億円以上、又は、取得・賃貸の用地等の面積が1,500平方メートル以上	【事業所設置補助金】 ・操業開始の翌年度に交付 ・土地を除く固定資産投資額の100分の10 【雇用促進補助金】 ・操業開始の翌年度に交付 ・市内新規常用雇用者1人につき40万円 ・交付限度額は、事業所設置補助金と雇用促進補助金の合計が5,000万円 【操業支援補助金】 ・操業開始後、最初の固定資産税の課税年度の翌年度から3年間交付 ・土地を除く固定資産税額の 1年目は9/10、2年目は2/3、3年目は1/3 ・交付限度額は、3年間の合計が3,000万円
融資	【事業融資資金】 ①個人は市内に引き続き1年以上住所を有していること 法人は市内に引き続き1年以上登記されている事業所を有していること ②6ヶ月以上、同一事業を営んでいること ③市税を滞納していないこと 【創業支援資金】 ①個人は市内に居住している、又は、これから市内で事業を営む具体的計画を有すること。法人は市内に事業所を有している、又は、これから市内で事業を営む具体的計画を有すること ②創業後6ヶ月以内であること ③市税を滞納していないこと	・貸付利率の利子補給として年利1%を市が負担 ・債務保証料の50%を補助 ・担保と保証人は原則不要(法人は保証協会の求める保証人が連帯保証人となる場合あり) ・補償限度額 【事業融資資金】 1,000万円(ただし、企業立地促進事業補助制度を利用した場合は3,000万円、再生可能エネルギー電気供給に係る事業融資は1億円) 【創業支援資金】 1,000万円

	要件	内容
補助金	【新設】土地を除く固定資産投資額が5,000万円以上 【増設・移設・建替え】土地を除く固定資産投資額が3,000万円以上 【対象業種】 ①奈良県未来投資促進基本計画において選定された地域の特性を活用した分野に係る産業のうち下記の業種 ・大分類E製造業（中分類番号17石油製品・石炭製品製造業を除く） ・大分類G情報通信業のうち、中分類番号39情報サービス業、40インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報製作業 ・大分類H運輸業、郵便業のうち、中分類番号44道路貨物運送業、小分類番号484梱包業 ・コールセンター、バックオフィス ②その他企業立地を推進する業種 ・大分類I卸売業、小売業 ・大分類M宿泊業、飲食サービス業のうち、小分類番号751旅館、ホテル（ラブホテルを除く。） ・大分類O教育、学習支援業のうち、小分類番号812小学校、813中学校、814高等学校、中等教育学校、815特別支援学校、816高等教育機関、817専修学校、各種学校 ・大分類P医療、福祉のうち、小分類番号831病院	【事業所設置補助金】（対象業種①のみ） ・土地を除く固定資産投資額の5%を補助（限度額）1,500万円 【雇用促進補助金】（対象業種①及び②） ・新規常用雇用者及び転入常用雇用者1人につき50万円（限度額）2,500万円 【操業支援補助金】（対象業種①及び②） ・操業開始後、最初に固定資産税が賦課される年度から3年度の間における固定資産税相当額を100%補助（限度額）3年間の合計額が1,000万円
補助金	■新事業活動のための設備の取得または更新を行う中小企業者が市内の事業所に設備投資を行う場合で、次の（1）～（4）のすべてに該当するもの （1）市内で現に事業活動を1年以上行っていること （2）市税に滞納がないこと （3）風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業を営むものでないこと （4）香芝市暴力団排除条例に規定する暴力団等と密接な関係を有するものでないこと	・1台500万以上の償却資産に対し、取得価格に10/100を乗じて得た額以内（限度額150万円） （中古品・リース契約は対象外。市内の事業所に設置するものに限る。）
補助金	市内で現に製造業を営む中小企業者で次の要件のいずれにも該当するものが、市内の事業所において、市が定める環境基準以下に「騒音・振動・悪臭」を低減するための設備の導入または改修、建物の改修を行う事業でその総額が50万円を超えるもの （要件） ①市内で1年以上事業を営むもの ②市税を滞納していないこと ③香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと	設備費・工事費・調査費の総額の4分の1の額以内 （限度額150万円）
制度融資	【運転資金】 引き続き1年以上市内に住所（法人にあっては事業所の本店）を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している中小企業者 【設備資金】 次のいずれかに該当し、市内に設備投資を行うもの ①引き続き1年以上市内に住所（法人にあっては事業所の本店）を有し、かつ同一事業を1年以上継続して経営している中小企業者 ※ただし①にあっては、市外の事業所への設備投資も可（上限1,000万円） ②市内において継続して1年以上同一事業を営んでいる中小企業者 ③市外において引き続き3年以上同一事業を営んでおり、新たに市内に事業所を設置する計画を有している中小企業者 【創業支援資金】 次のいずれかに該当する者、または創業後1年未満の中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの ①市内に住所を有しているもの ②市内に事業所を有しているもの ③市内において新たに事業所を営む計画を有しているもの	○貸付利率（所定の固定利率）の年利1%を市が補助 ○信用保証料の7割を市が補助 ＜融資限度額・融資期間＞ 【運転資金】500万円・5年以内 【設備資金】1,000万円・7年以内 （特例設備資金）融資額が1,000万円を超えるもの3,000万円・10年以内 【創業支援資金】1,000万円・7年以内

宇陀市 産業企画課 0745-82-5874

	要件	内容
奨励金	○新設・増設・改修・移転 次の①～⑦のすべてに該当し、市長が事業所誘致奨励事業者として指定したもの ①事業所等の設置場所が市内 ②周辺の環境への十分な配慮 ③用地を取得した日から起算して5年以内に事業開始 ④事業の開始の日において、従業員数が新設は5人以上、増設又は移設は新たに3人以上雇用すること ⑤投下固定資産の取得に要した費用の総額が2,000万円以上であること ⑥市税を滞納していないこと ⑦風俗営業及び公序良俗に反する営業又はその他周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのある事業でないこと	【事業所新設等奨励金】 ○前年度固定資産税相当額 ○期間 5年間
	事業所誘致奨励事業者の指定を受け、雇用期間が事業を開始した日以後1年以上ある市内在住雇用者が3人以上いること。	【雇用促進奨励金】 新規雇用の市内在住雇用者1人につき20万円を補助（限度額300万円・1回限り）

山添村 地域振興課 0743-85-0048

	要件	内容
報償金	新設、増設、建替え (1) 投下固定資産総額 1億円以上 (2) 投下固定資産総額 5億円以上 (3) 投下固定資産総額 10億円以上 (4) 投下固定資産総額 30億円以上 ※投下固定資産 10億円以上の場合は、常時雇用従業員数 30人以上又は村内在住 1/5以上	固定資産税相当額の (1) 1/2×3年以内 (2) 1/2×4年以内 (3) 2/3×6年以内 (4) 3/4×8年以内

平群町 都市建設課 0745-45-2077

	要件	内容
奨励金	新設、増設、移転 ①～④のすべてに該当し、町長が工場等誘致奨励事業者として指定したもの ①工場等の設置場所が指定地域であること ②町と公害防止協定を締結すること ③家屋及び償却資産の取得費の合計額が5,000万円以上であること ④工場等の用地取得後3年以内に当該工場等の操業開始すること	【工場等設置奨励金】 各交付年度の前年度に賦課された固定資産税額に相当する額に、次の割合を乗じて得た額 (1) 初年度 100/100 (2) 2年度 75/100 (3) 3年度 50/100 期間：操業開始後初めて工場等に係る固定資産税が賦課された年度の翌年度から3年間

川西町 総合政策課 0745-44-2213

	要件	内容
奨励金	新設、増設、移転 ①立地場所にふさわしい事業内容 ②事業所の立地に伴う環境の保全について適切な措置 ③投下固定資産総額 1億円以上 ④従業員数常時 10人以上 ⑤町税を滞納していないこと ⑥風俗営業でないこと	【企業立地奨励金】 前年度固定資産税額相当額の 1/10 (限度額 1年度につき 100万円) 期間：5年間(増設の場合は、当該増設部分のみに適用) 【雇用奨励金】 町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき20万円 (限度額200万円) 【治水対策奨励金】 規定する貯留量を超える場合、超えた貯留量 1㎡あたりに5万円を乗じて得た額 (限度額300万円) 【給水装置設置奨励金】 上水道加入分担金の 1/2 【環境施設設置奨励金】 発電設備に対する固定資産税相当額を翌年度に交付

三宅町 土木まちづくり課 0745-44-3075

	要件	内容
税制優遇	県または国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上（農林漁業関連業種は5,000万円以上）	固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税）期間：3年度分
奨励金	対象となる事業者：製造業、道路貨物運送業、倉庫業を行う者 新設・増設・移転（町内の既存企業）①～⑤のすべてに該当するもの ①-1 新設の場合 敷地面積が900㎡以上かつ、延床面積が400㎡以上 ①-2 増設の場合 拡充：延床面積が10%以上増加 全部建替：延床面積が増加 指定地域内に移転：延床面積が増加 ※既存の事業所を廃止しないで新たに事業所を建築する場合は、新たに建築する事業所と既存の事業所の延床面積の合計が既存の事業所の延床面積に比べ増加すること ②投下固定資産総額が1億円以上 ③常用雇用者が3人以上 ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること ⑤暴力団関係者に該当しないこと ※1.「企業立地奨励品交付奨励金」に関しては、上記の要件に加えて次の要件に該当する必要がある 1. 新設かつ本社機能の移転であること 2. 工場立地法に基づく特定工場に該当すること 3. 投下固定資産総額が3億円以上 4. 常用雇用者が10人以上 ■別途、商業施設および用地提供者向けの奨励金もあります。	【企業立地奨励金】 投下固定資産税相当額の1/2 期間：5年度分 【雇用促進奨励金】 町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき常用雇用者30万円、準常用雇用者20万円（10人まで）、短時間労働者10万円（10人まで）（限度額500万円） 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用（限度額500万円） 【治水対策奨励金】 規定する貯留量を超えたとき、超えた貯留量1㎡あたりに5万円を乗じて得た額（限度額300万円） 【給水装置設置奨励金】 給水分担金の納付額の1/2 【環境施設奨励金】 太陽光発電施設の設置に要した費用の1/2（限度額300万円） 【緑地保全奨励金】 規定する緑地面積を超えたとき、超えた面積1㎡あたりに1千円を乗じて得た額（限度額50万円） 【企業立地奨励品交付奨励金】※1 営業用自動車1台（本体と付属品）の購入に要した費用（限度額200万円）

田原本町 観光・まちづくり推進課 0744-34-2085

	要件	内容
税制優遇	県及び国より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上（農林漁業関連業種は5,000万円以上）	固定資産税の課税免除（家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税）期間：3年度分
奨励金	対象となる事業者：県の承認を受けた「地域経済牽引事業計画」に従って対象施設を設置した事業者。 対象施設：家屋又は構築物及びそれらの敷地である土地（※）の取得価額の合計額が1億円超（農林漁業及びその関連事業は5,000万円超）のもの。 ※土地については取得後1年以内に家屋又は構築物の建設に着手したものに限る。	【地域経済牽引事業対象施設設置奨励金】 対象施設の用に供する家屋（事務所等に係るものを除く）、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税相当額の1/2 【雇用促進奨励金】 町内居住者を1年以上雇用した場合1人につき20万円（限度額500万円） 【治水対策促進奨励金】 規定する貯留量を超えたとき、超えた貯留量1㎡あたりに5万円を乗じて得た額（限度額300万円） 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用（限度額500万円） 【給水装置設置促進奨励金】 給水申込金の納付額の1/2 【環境施設促進奨励金】 太陽光発電施設又は雨水活用施設の設置に要した費用の1/2（限度額300万円）

曽爾村 企画課 0745-94-2116

	要件	内容
奨励金	・村内に事業所等を設置し、又は設置しようとしている者（法人含む。）。 ・20歳以上50歳未満の者で住民基本台帳に登録されている者、又は村内に法人登記できる法人。 ・補助金交付後5年以上継続できる者（法人含む。）。	・予算の範囲以内で、補助対象経費の2分の1で上限100万円。

高取町 総合政策課 0744-52-3334

	要件	内容
税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上	固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間

明日香村 総合政策課 0744-54-2001

	要件	内容
税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上	固定資産税の課税免除 (家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年度分
奨励金	営利目的をもって継続的に経済活動を行う法人、その他適正と認める法人 新設・移転(村内の既存企業) ①-1新設 延べ床面積が500㎡以上 ①-2移転(村内既存企業) 新築した建物の延べ床面積が500㎡以上で、かつ当該移転前の延べ床面積以上 ②投下固定資産税総額が1億円以上 ③従業員数が5人以上(常時勤務) ④周辺地域の生活環境に適正な配慮を行っていること	【企業立地新設等奨励金】 投下固定資産税相当額(家屋・償却資産)の1/2相当 期間：5年度分 【雇用促進奨励金】村内在住従業員1人につき20万円 (限度額500万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用の1/2相当(限度額300万円) 【歴史的風土調和奨励金】 建築物等の意匠形態を歴史的風土と調和させることに対する屋根瓦、外壁に対する助成(限度額1,000万円)

広陵町 企画政策課 0745-55-1001

	要件	内容
税制優遇	県より「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた事業者が、当計画に従い新增設投下固定資産額1億円以上(農林漁業関連業種は5,000万円以上)	固定資産税の課税免除(家屋、構築物及びその敷地に賦課される固定資産税) 期間：3年間
奨励金	対象となる事業者：製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業 ①投下固定資産額5,000万円以上 ②常用雇用者を2人以上 ③敷地外周部等を適切に緑地保全 (緑地保全率は、敷地面積の10/100以上) ※別途、商業施設向けの奨励金もあります。	【企業立地奨励金】 前年度の固定資産税相当額に対して、 初年度 100/100、2年度 75/100、 3年度 50/100(期間：3年間) 【雇用促進奨励金】 町内居住者を1年以上雇用した場合、1人につき 常用雇用者20万円、準常用雇用者15万円、 短時間労働者10万円(限度額500万円) 【緑地保全奨励金】 緑地保全に要した費用：1㎡当たり1,000円 (限度額200万円) 【埋蔵文化財発掘奨励金】 発掘調査に要した費用の1/2(限度額500万円)

吉野町 総合政策課 0746-32-3081

	要件	内容
税制優遇	資本金 1,000万円以上 5,000万円以下 5,000万円超 取得価額 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	固定資産税の不均一課税(3年間) 初年度 0.14/100 2年度 0.35/100 3年度 0.70/100
助成金	新設・増設・改修・移転 (1)投下固定資産額(土地取得費を除く)が3,000万円以上 (増設の場合は1,500万円以上) (2)建物の延べ床面積が500㎡以上(増設の場合、増築部分の延床面積が250㎡以上。改修、移転の場合はそれぞれ改修前、移転前の面積以上) (3)従業員の数が5人以上	固定資産税(家屋、償却資産)、町民税(法人税割)の前年度の課税額の1/5に相当する額 (増設の場合は固定資産税(家屋)のみ対象) (改修、移転の場合は固定資産税(家屋・償却資産)のみ対象) 期間：5年間

大淀町 まちづくり推進課 0747-52-5501

	要件		内容
税制優遇	資本金 1,000万円以上 5,000万円以下 5,000万円超	取得価額 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	固定資産税の不均一課税 期間：3年間
奨励金	新設、増設、改修、移転 ①投下固定資産総額(土地所得費を除く)が1億円以上(新設)/5,000万円以上(増設) ②建物延べ床面積が1,000㎡以上(新設)/増設部分が500㎡以上(増設)/ 建替前・移転前の面積以上(改修・移転) ③従業員数が10人以上(当該事業所で常用雇用する者) ※但し「風俗営業」「公序良俗に反するもの」「周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのあるもの」を除く		前年度固定資産税、 町民税額の1/5相当額 期間：5年間

下市町 地域づくり推進課 0747-52-0001

	要件		内容
税制優遇	新設、増設 投下固定資産総額 2,700万円以上		固定資産税の課税免除又は不均一課税 期間：3年間
	資本金 1,000万円以上 5,000万円以下 5,000万円超	取得価額 500万円以上 1,000万円以上 2,000万円以上	固定資産税の不均一課税 期間：3年間

黒滝村 企画政策課 0747-62-2031

	要件	内容
税制優遇	新增設、投下固定資産総額 2,700万円以上 (製造業、情報通信技術利用業、旅館業に限る)	・固定資産税の課税免除 ・期間：3年間
補助金	村内に住所を有する者を6ヶ月以上新規雇用し、その後2年間継続雇用すること。 (事業主が、対象労働者となるべき者が発生した日から起算して、2年6ヶ月間以内に 対象労働者の雇用を取りやめた場合返還金が発生する)	・対象労働者1人につき30万円 (1事業者当たり年間補助限度額は150万円)

天川村 地域政策課 0747-63-0321

	要件	内容
税制優遇	新設、増設 投下固定資産総額 2,700万円以上	固定資産税の課税免除 期間：3年間

十津川村 財政課 0746-62-0903

	要件	内容
税制優遇	新增設、投下固定資産総額 2,700万円以上 (製造業、情報通信技術利用業、旅館業に限る)	固定資産税の課税免除 期間：3年間

下北山村 産業建設課 07468-6-0016

	要件	内容
税制優遇	新設、増設 投下固定資産総額 2,500万円以上	固定資産税の課税免除 期間：3年間



サポート体制

SUPPORT

ワンストップ窓口

奈良県では、スムーズな企業立地を支援するため、用地情報のご提供、開発許可手続き等に関するご相談を承るワンストップ相談窓口を設けています。

©NARA pref.



用地情報

開発許可手続

優遇制度

企業立地推進課 企業立地支援係

TEL. 0742-27-8872

FAX. 0742-27-4473

立地後も引き続き応援

1. 奈良県産業振興総合センター

(1) 経営革新支援

県内企業のビジネスに関する相談を受け付け、個別の課題解決や経営向上を支援するため、相談支援、セミナー実施や情報提供などを実施しています。または、付加価値向上や販路拡大への取り組みを支援します。

創業支援

ビジネスコンテストを開催し、潜在的な起業家を掘り起こすとともに地域社会の課題解決型の創業を支援します。

販路拡大支援

国内販路拡大支援...首都圏への販路拡大や大手企業からの新規受注獲得のため国内最大級の東京インターナショナル・ギフトショーへの出展を目指す企業を支援します。

海外販路拡大支援...海外への販路拡大を検討している企業ニーズに対応するため、海外進出の取組に支援します。

奈良の逸品売り込み支援...県内企業がバイヤーへの商品売り込みができる機会を創出し、販路の拡大を支援します。



0742-33-0817 創業・経営支援部 経営支援課 経営革新係

(2) 商業・サービス業支援

「奈良ブランド」開発支援

県内の中小企業がブランド構築の手法により、東京などの大都市圏の消費者を、自社ブランドのファンとして獲得していくため、勉強会や、TEIBAN展の開催による支援を行います。



0742-31-9084 創業・経営支援部 商業・サービス産業課

(3) ものづくり支援

技術相談、設備開放、研究開発、試験・分析、人材育成

県内企業や事業所の皆様への技術支援や、産業の活性化を推進するための研究開発を重点的に行い、技術移転、普及により、県内産業の振興を図り、県民生活の向上を目指します。



0742-33-0863

生活・産業技術研究部 研究支援室 研究支援係



左：多目的X線回析装置



右：顕微レーザーラマン分光測定装置

平成30年度設置

平成29年度設置

2. 公益財団法人奈良県地域産業振興センター

(1) B to B マッチング促進支援

国や県等が実施する各種のビジネスフェア、ビジネスマッチング会、販路開拓事業、大手企業とのオープンイノベーション等を有効活用し、マッチングからフォローアップまで支援します。



0742-36-8312 事業化推進課

(2) 専門家によるアドバイス

新事業展開、事業承継、ものづくり改善、IT、資金調達などの高度専門的な課題解決に向け専門家を派遣します。



0742-36-8312 事業化推進課

(3) 設備貸与制度

創業や経営の革新に取り組む奈良県内の小規模企業者等が必要とする設備を、当センターが購入し、長期かつ固定金利で割賦販売またはリースし、設備投資を資金面で支援します。



0742-36-8311 金融課

(4) 「奈良県よろず支援拠点」による無料経営相談窓口

中小企業庁の委託により創業から製品開発、販路開拓、経営戦略、事業承継まで経営上あらゆる課題に対するご相談に対応します。



0742-81-3840 柏木本部



0742-81-3546 近鉄奈良駅前サテライトオフィス

(5) 事業承継支援

中小企業・小規模事業者の喫緊の課題である事業承継を円環に進めるため、中小企業庁からの委託により専門家等と連携した、きめ細かな支援を行います。



0742-93-8815 事業化推進課 奈良県事業承継ネットワーク事務局

人材確保も支援

1. しごといセンター

マッチングアドバイザーが県内企業と県内就職を希望する求職者（一般求職者）とのきめ細かなマッチングを行います。

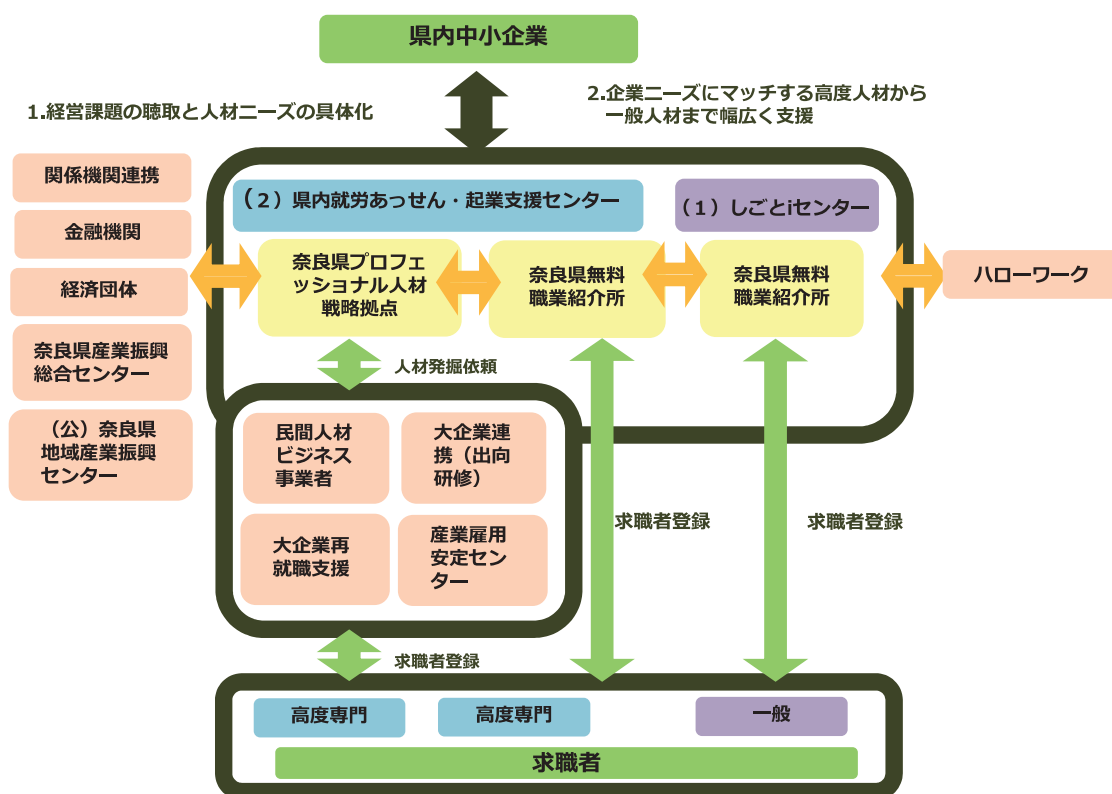
☎ 0742-23-5729 奈良しごといセンター

☎ 0745-24-2007 高田しごといセンター

2. 県内就労あっせん・起業支援センター

県内企業が新たな事業展開や商品開発等を進めるうえで必要とする豊富な経験・知識を持つ人材（専門人材）を紹介します。

☎ 0742-27-8054 奈良県産業・雇用振興部雇用政策課内



『ジョブならnet（就職応援サイト）』

奈良で働きたい人と県内企業のためのポータルサイトです。

<https://www.job-nara.pref.nara.jp/>

☎ 0742-23-5729 奈良しごといセンター

ジョブならnet

検索





奈良県内の工場・研究用地のご案内

SITE

奈良県内の
工場・研究用地



現在分譲中の用地

23 南大和テクノタウン
(北宇智工業団地)

↑ P.35

27 花吉野ガーデンヒルズ

↑ P.36

奈良県内の工場・研究用地

大和平野（奈良盆地）

工業団地名	市町村名	現状	総面積 (ha)	備考
1 ならやま研究パーク	奈良市	造成済	5.4	
2 西九条工業団地	奈良市	造成済	56	工業地域
3 北之庄工業集積地	奈良市	-	-	工業地域
4 昭和工業団地	大和郡山市	造成済	116	工業専用地域 工業地域
5 奈良県靴工場団地	大和郡山市	造成済	4.7	
6 桜井木材天理団地	天理市	造成済	15	工業地域
7 奈良県ハイテク工場団地	橿原市	造成済	3.5	準工業地域
8 桜井木材団地	桜井市	造成済	27	工業地域
9 御所工業団地	御所市	造成済	19.9	工業専用地域 工業地域
10 高山サイエンスタウン	生駒市	造成済	45.0	準工業地域
11 学研生駒テクノエリア(旧北田原工業団地)	生駒市	一部造成済	111.4	準工業地域
12 はじかみ工業団地	葛城市	一部造成済	36.3	工業地域
13 安堵工業団地	安堵町	造成済	14	準工業地域
14 唐院工業団地	川西町	造成済	10.4	
15 結崎工業団地	川西町	造成済	17.1	工業地域

大和高原

工業団地名	市町村名	現状	総面積 (ha)	備考
16 名阪小倉工業団地	奈良市	一部造成済	49.4	
17 高塚工業団地	奈良市	一部造成済	15.7	
18 石打工業団地	奈良市	一部造成済	27.6	
19 奈良県毛皮革工場団地	宇陀市	造成済	6.4	
20 天理福住	天理市	造成済	35	工業地域

五條・吉野地域

工業団地名	市町村名	現状	総面積 (ha)	備考
21 テクノパークなら工業団地	五條市	造成済	88.7	工業地域
22 五條木材工業団地	五條市	造成済	11.5	工業地域
23 南大和テクノタウン (北宇智工業団地)	五條市	造成済	70	工業地域
24 今井島台工業団地	五條市	一部造成済	12.8	準工業地域
25 二見川端工業団地	五條市	一部造成済	3.1	工業地域
26 イテリジ'エンス用地五條	五條市	造成済	3	工業地域
27 花吉野ガーデンヒルズ	大淀町	造成済	10.7	準工業地域
28 馬佐木材団地	大淀町	造成済	6.5	

23 南大和テクノタウン(北宇智工業団地)

高度化・情報化に対応できる工業団地として整備された新しい産業拠点です。周辺には「南大和ネオポリス」「あずみ台」「なつみ台」など閑静な住宅地があり、豊かな自然環境の中、職住一体型の暮らしができます。最先端の情報や頭脳が集積する産業創出地域として発展することが期待されます。

所在地

五條市出屋敷町、近内町、小和町、居伝町

面積

700,403㎡ (211,871坪)

分譲区画

- ④ 18,012㎡ (5,448坪)
- ⑥ 75,573㎡ (22,860坪)
- ⑧-2 6,856㎡ (2,073坪)
- ⑩ 14,545㎡ (4,399坪)
- ⑪ 10,363㎡ (3,134坪)



立地条件

【交通アクセス】

- 主要道路距離 南阪奈道路葛城IC..... 1.3 km
- 京奈和自動車道五條北IC..... 0.5 km
- 最寄空港距離 関西国際空港..... 7.0 km
- 最寄鉄道距離 JR和歌山線北宇智駅..... 1 km
- 最寄港湾距離 大阪港..... 5.3 km

【用水】 上水1,200t/日
(五條市水道局より各工場に配水)

【排水】 公共下水道

【電力】 高圧電圧6,000V

【用途規制】 工業地域

【その他】 森林法、景観法による植栽が必要
建築協定・緑地協定・公害防止協定あり
共有施設管理のために運営委員会への加入あり 建築条件あり



問い合わせ先

大和ハウス工業(株) 本店建築事業部営業部

☎ 06-6342-1250



27 花吉野ガーデンヒルズ

周辺は製菓業や木製品製造業が盛んな地域です。住宅地内に近鉄吉野線「福神駅」があり、交通アクセスに優れています。また総合病院等の利便施設も近接しています。



所在地

大淀町大字福神

面積

3.48ha

分譲区画

④ 18,028m² (5,453坪)

立地条件

【交通アクセス】

主要道路距離	南阪奈道路葛城IC.....	1.6km
	京奈和自動車道五條北IC.....	5km
	国道24号.....	3.4km
最寄空港距離	関西国際空港.....	7.5km
最寄鉄道距離	近鉄吉野線福神駅.....	0.3km
最寄港湾距離	大阪港.....	6.0km

【用 水】	上水760t/日（団地全体給水計画）
【排 水】	公共下水道
【電 力】	高圧電圧6,600V 特高電圧22,000V
【用 途 規 制】	準工業地域



問い合わせ先

近鉄不動産(株) アセット事業本部資産管理部
☎ 0743-74-2115

1 御所 I C 周辺で新たな産業集積地を造成します！



京奈和自動車道御所 I C 周辺

中南和地域からの通勤圏内にある京奈和自動車道御所 I C 周辺において、産業集積地を形成し、民間企業を誘致するプロジェクトを事業化しています。

2 工業ゾーン創出プロジェクト事業を進めています！



田原本町十六面・西竹田周辺

企業立地の魅力が高まる京奈和自動車道及び西名阪自動車道周辺において、関係市町村と県が連携して工業ゾーン創出に向けた取組を行っています。

問い合わせ先

奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課 ☎ 0742-27-8819



埋蔵文化財に関する手続き

DEREGULATION

文化財保護法第 93 条等にもとづく届出

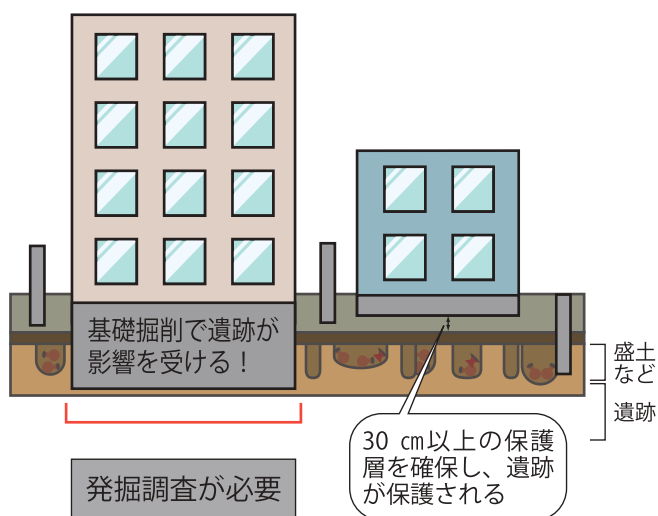
- 周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事をしようとする場合には、工事着手の 60 日前までに計画地がある市町村の文化財担当窓口へ、奈良県知事あての「発掘届（法 93 条届出）」を提出してください。
- 計画地が周知の埋蔵文化財包蔵地内にない場合でも、開発面積が 10,000 m²を超える場合は、遺跡有無確認踏査願の提出が必要です（「奈良県における開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い基準」にもとづく）。
- ※届出窓口は県内市町村です。様式は市町村の文化財担当窓口へ備え付けているほか、県文化財保存課のホームページからダウンロードできます。



奈良県遺跡地図

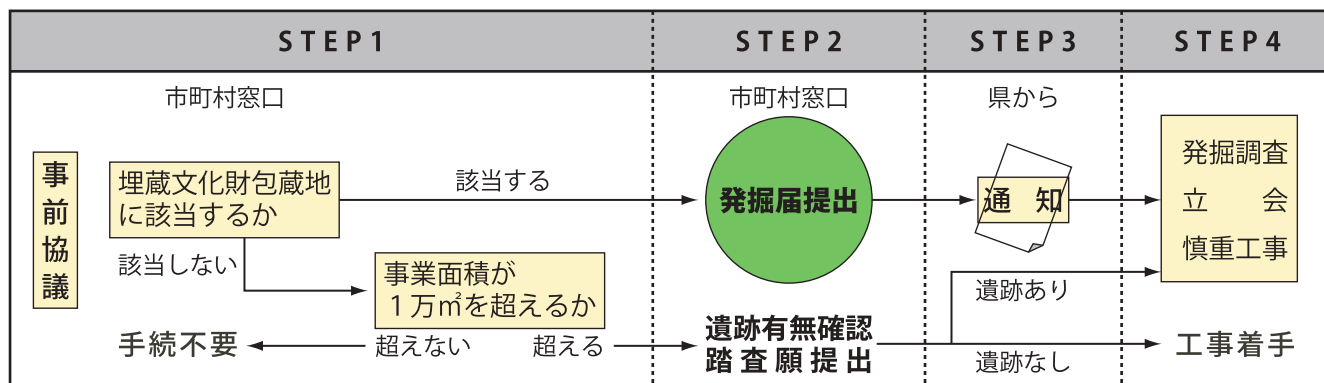
検索

※事業の実施にあたっては、**必ず**計画地のある市町村の窓口で照会・確認をしてください。



発掘調査の対象は遺跡が影響を受ける範囲です

■手続きのながれ



■3種類の取扱い

発掘調査	「記録作成」のための発掘調査のほか、その要否や範囲を判断するための小規模な発掘調査を行います。
立会	基礎掘削などに際して、埋蔵文化財の専門職員が立ち会います。
慎重工事	埋蔵文化財包蔵地での工事であることを念頭に置きながら、計画通り工事をおこなっていただきます。



市街化調整区域での規制緩和

工場の立地可能な範囲の拡大

DEREGULATION

奈良県では、産業の活性化・地域の活性化を図るために市街化調整区域の規制緩和を行っており、**一定の要件**（道路の幅員、周辺環境の保全、立地の合理性等）を満たし、開発審査会の議を経て了承されれば、以下の場合に工場の立地が可能となっています。（奈良市を除きます）

各審査基準（一定の要件）は、奈良県建築安全推進課HPの「開発許可制度に関する審査基準（立地基準編）」からダウンロードできます。なお、農用地域等、他法令の規則についてもご注意ください。



©NARA pref.

<http://www.pref.nara.jp/51975.htm>

まずは、ご相談ください。



0742-27-8872

奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課

1 インターチェンジ周辺等への立地（研究施設も立地の可能性あり）

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準14

以下のインターチェンジ周辺等で、**一定の要件**を満たすものについては立地の可能性あり

インターチェンジ周辺等

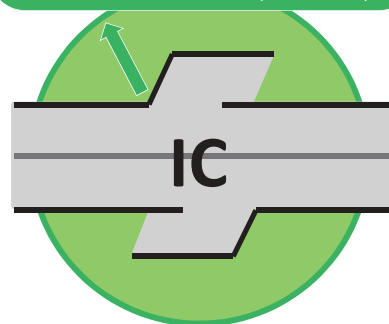
- ・京奈和自動車道（大和区間、御所区間及び五條道路）の各IC（事業中のものを含む）から概ね **1 km** 以内の区域
- ・西名阪自動車道、名阪国道、南阪奈自動車道のICから概ね **1 km** 以内の区域。但し、西名阪自動車道の郡山ICからは概ね **2 km** 以内の区域
- ・一般国道165号大和高田バイパスと一般国道24号京奈和自動車道との交点から概ね **2 km** 以内の区域
- ・一般国道165号大和高田バイパスと一般国道24号との交点から概ね **1 km** 以内の区域

（※道路名はH16.5.17現在のもの）



または京奈和自動車道の
一般部(一部)

ICから1 km（2 km）



沿道

- ・一般国道24号（大和郡山市横田町以北）の沿道から概ね **500m** 以内の区域（奈良市域を除く）
- ・京奈和自動車道の一般部（郡山南ICから御所南IC間）の沿道から概ね **500m** 以内の区域

※1 研究施設の敷地面積は原則5,000㎡以下
但し、一定の要件を満たし、やむを得ないと認められる場合は緩和あり

※2 工場の敷地面積は制限なし（5,000㎡を超える場合は、緑地を15%以上確保）

2 工業系ゾーンに位置づけられた区域への立地（研究施設も立地の可能性あり）

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準25

工業系ゾーンに位置付けられた区域で、**一定の要件**を満たすものについては立地の可能性あり

- ・ 工業系ゾーンとして県産業・雇用振興部局が設定した区域（平成25年4月時点で、大和郡山市、葛城市の2市で区域を設定しています。）
- ・ 市町村の総合計画又は都市計画マスタープランに「工業系ゾーン」として位置づけられた区域

※敷地面積は原則5,000㎡以下
但し、一定の要件を満たし、やむを得ないと認められる場合は緩和あり

工業系ゾーン



3 工業地域・工業専用地域の周囲100m以内への立地（研究施設も立地の可能性あり）

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準31

工業地域・工業専用地域の周囲100m以内の市街化調整区域(敷地の過半が100m以内にあることが必要)で、**一定の要件**を満たすものについては立地の可能性あり

- ※1 研究施設の敷地面積は原則5,000㎡以下
但し、一定の要件を満たし、やむを得ないと認められる場合は緩和あり
- ※2 工場の敷地面積は制限なし(5,000㎡を超える場合は、緑地を15%以上確保)

工業地域・工業専用地域



周辺100m

4 県が指定する業種の地域振興産業で対象となる市町村への立地

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準26

地域産業の振興に寄与すると認められる地域振興産業の工場で、**一定の要件**を満たすものについては、立地の可能性あり（下記一覧表に掲げる業種の工場を対象市町村に立地しようとする場合、敷地が①又は②の区域内であることが必要）

地域振興産業の工場

同一大字

地域振興産業の工場

隣接大字



または



①同業種の工場が**市街化調整区域内**に複数立地する大字と同一大字

②同業種の工場が**市街化調整区域内**に複数立地する大字の隣接大字

※同業種の工場とは、下記一覧表の「業種の内容」欄の同一枠内に入る業種の工場をいう
※敷地面積は5,000㎡以下

県が指定する地域振興産業の工場の対象業種及び対象市町村一覧

伝統型産業

対象業種	業種の内容	対象市町村
製材	製材業、木製品製造業のうち一般製材業	天理市、橿原市、桜井市、五條市、宇陀市、吉野町、大淀町
集成材	造作材・合板・建築用組立材料製造業のうち集成材製造業	桜井市、五條市、吉野町、大淀町、下市町
靴下	その他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうち靴下製造業	大和高田市、御所市、香芝市、葛城市、広陵町
靴下仕上	染色整理業のうち靴下仕上業	大和高田市、香芝市、広陵町
織物	織物業	広陵町
ニット	ニット生地製造業	大和高田市、橿原市
	ニット製外衣・シャツ製造業	大和高田市、大和郡山市、橿原市、御所市、葛城市、広陵町
	下着類製造業及びその他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうちニット製下着製造業、ニット製寝着類製造業、補整着製造業、手袋製造業	橿原市、田原本町
縫製	繊維製（不織布製及びレース製を含む）外衣・シャツ製造業（和式を除く）	大和郡山市、橿原市、田原本町
紳士靴	下着類製造業のうち繊維製下着製造業、繊維製寝着類製造業	橿原市、田原本町
製薬	革製履物製造業のうち紳士靴及び婦人靴製造業	大和郡山市
プラスチック	医薬品製造業	橿原市、御所市、高取町
	プラスチックフィルム・シート・床材合成皮革製造業	橿原市
皮卸・服飾品	工業用プラスチック製品製造業及びその他のプラスチック製品製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、三宅町、田原本町、広陵町
	装身具・装飾品・ボタン・同関連品製造業のうちボタン製造業及び服飾品製造業	大和高田市、橿原市、桜井市、生駒市、川西町
素麺	その他の食料品製造業のうちそうめん製造業	桜井市
金剛砂・研磨布紙	研磨材・同製品製造業	香芝市
箸	その他の木製品製造業のうち箸製造業	吉野町、下市町
セーム皮・毛皮	その他の衣服・繊維製身の回り品製造業、なめし革製造業、革製手袋製造業、かばん製造業、袋物製造業、毛皮製造業及びその他のなめし革製品製造業のうちなめし革製造業、毛皮製造業、毛皮革製品、同材料及び付属品製造業	宇陀市
スポーツシューズ	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうちスポーツシューズ製造業及び同付属品製造業	三宅町
グローブ・ミット	がん具・運動用具製造業及び革製手袋製造業のうち野球用グローブ・ミット等製造業及び同付属品製造業	桜井市、三宅町、河合町
ハップサンダル	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業及び革製履物製造業のうちゴム製靴製造業、サンダル製造業及び同付属品製造業	御所市、三郷町、上牧町
軽装履	ゴム製・プラスチック製履物・同付属品製造業のうち軽装履製造業及び同付属品製造業	三郷町
竹製品	その他の木製品製造業のうち茶釜、茶道具、編み針製造業	生駒市

地域産業

機械金属	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、上牧町、王寺町、広陵町
------	---	--

地域特有の産業

葛（くず）	その他の食料品製造業のうち葛製造業	御所市
桐材製品	その他の木製品製造業のうち桐材製品（家具・下駄箱・箱等）製造業	御所市

5 既存工場の事業効率化のための工場立地

都市計画法第34条第7号

既存工場の事業活動の効率化を図る場合、既存工場と密接な関連を有する工場で、**一定の要件**を満たすものについては、既存工場の隣接地に立地の可能性あり



※敷地面積は原則 5,000㎡以下

但し、一定の要件を満たし、やむを得ないと認められる場合は緩和あり

6 既存工場の質的改善のための敷地拡張

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準13

既存工場の事業活動の質的改善を図る場合、**一定の要件**を満たすものについては、工場敷地の拡張の可能性あり



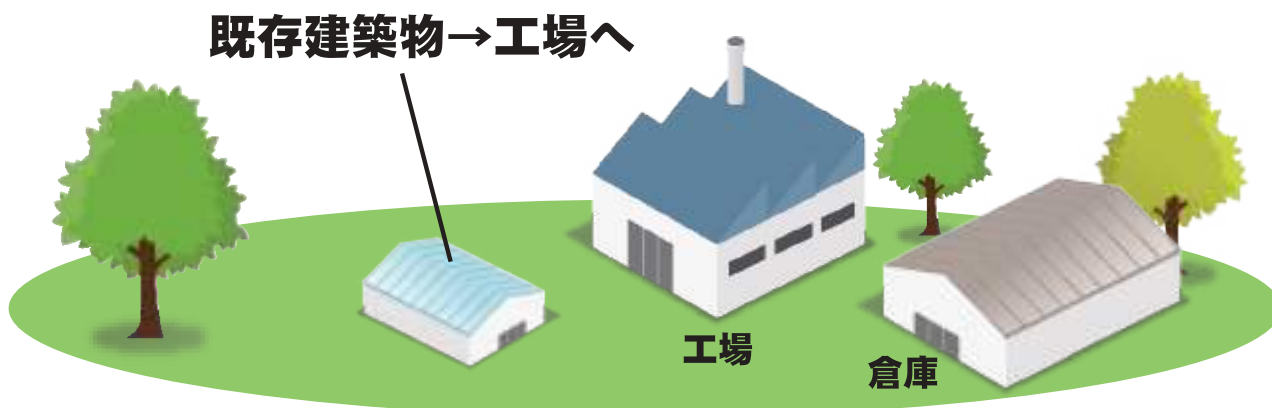
※敷地面積は原則 5,000㎡以下

但し、一定の要件を満たし、やむを得ないと認められる場合は緩和あり

7 既存建築物の用途変更による再活用

都市計画法第34条第14号開発審査会提案基準21

周辺の土地利用状況に照らし、環境の保全等に支障がない場合で、**一定の要件**を満たすものについては、既存建築物を「**準工業地域において立地可能な工場**」への用途変更の可能性あり





工場立地法と立地に関する各種手続き DEREGULATION

工場立地法の概要

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにすることを目的に、工場立地に関する準則を公表し、一定規模以上の工場について新設や変更等をしようとする場合は、市町村長に届け出ることを義務づけています。

※平成29年4月1日より県内各市町村が届出窓口になりました。

工場立地法の届出対象の工場または事業場

業種

製造業(物品の加工修理業を含む)、電気供給業、ガス供給業、熱供給業(電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの、または太陽光を電気に変換するものを除く)

規模

敷地面積9,000㎡以上または建物の建築面積の合計3,000㎡以上

国が公表する工場立地に関する準則

※一部抜粋

生産施設面積率(生産施設面積の敷地面積に対する割合)...業種の区分に応じて30~65%

緑地面積率(緑地の面積の敷地面積に対する割合)...20%以上

環境施設面積率(環境施設の面積の敷地面積に対する割合)...25%以上

環境施設の設置...環境施設のうち、その面積の敷地面積に対する割合が15%以上になるものを敷地周辺部に配置

※より詳しい内容については、経済産業省HP『工場立地法』をご覧ください。



©NARA pref.

「地域未来投資促進法」に基づく緑地面積率等の規制緩和

地域未来投資促進法の工場立地特例対象区域である以下の工業団地の区域は、各市町が条例を制定したことで緑地面積率と環境施設面積率が緩和されています。(対象区域の範囲など詳細内容については、各市町の工場立地法担当課あてにご確認ください)

■昭和工業団地(大和郡山市 平成21年10月1日~)

	工場立地法(従来)	準工業・工業地域のみ	工業地域のみ
緑地面積率	20%以上	15%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	20%以上	15%以上

■はじかみ工業団地(葛城市 平成22年4月1日~)

	工場立地法(従来)	工業地域のみ
緑地面積率	20%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	15%以上

■結崎工業団地(川西町 平成25年7月1日~)

	工場立地法(従来)	(緩和後)
緑地面積率	20%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	15%以上

■唐院工業団地(川西町 平成30年3月30日~)

	工場立地法(従来)	(緩和後)
緑地面積率	20%以上	10%以上
環境施設面積率	25%以上	15%以上

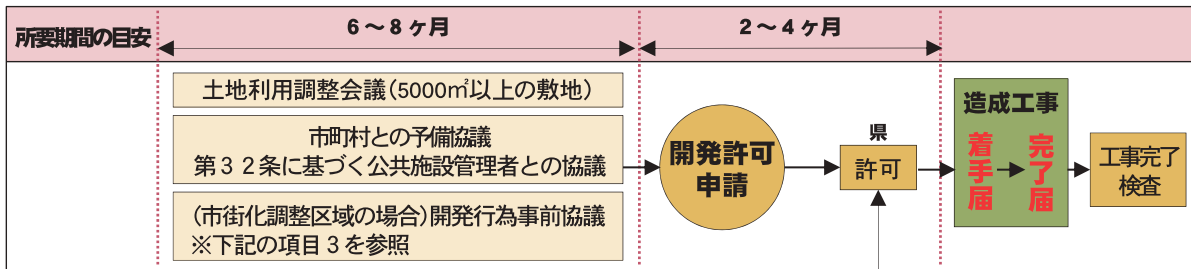
企業立地に係る各種手続きのスケジュール

DEREGULATION

都市計画法、建築基準法、農地法等の手続きに係る期間の例を示しています。
※要する期間は事案の内容によって異なります。

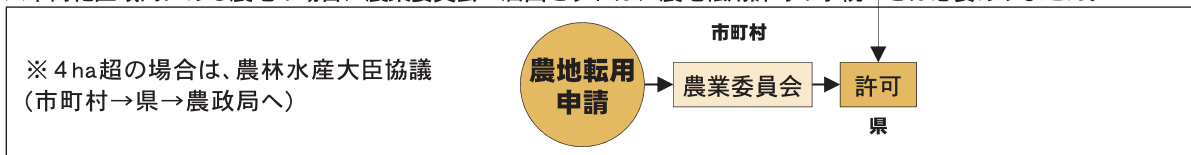
1 都市計画法 29 条の開発許可

市街化調整区域の敷地、市街化区域の 500m²以上の敷地、都市計画区域外の 10,000m²以上の敷地で開発行為を行う場合は開発許可を受ける必要があります。
※市街化調整区域の敷地で開発行為を行わない場合は都市計画法 42 条（開発完了地）又は 43 条の建築許可が必要です。



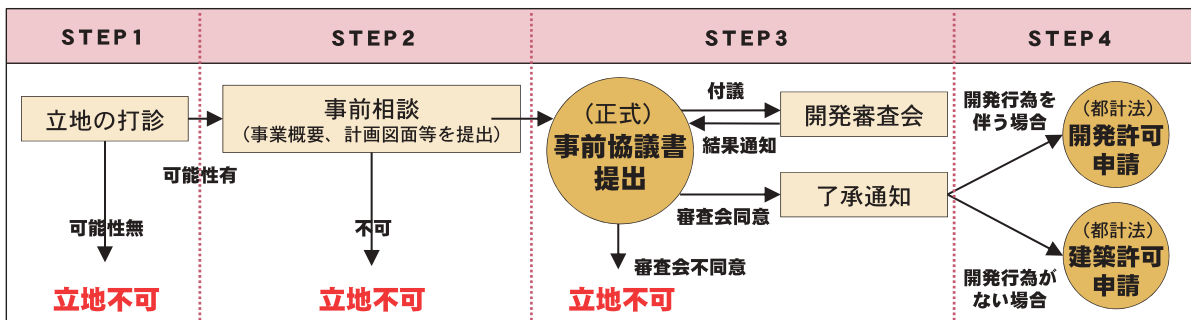
2 農地法に基づく農地転用許可

市街化調整区域内の農地に立地する場合は、農地転用許可が必要です。
※市街化区域内にある農地の場合、農業委員会へ届出をすれば、農地転用許可の手続きは必要ありません。



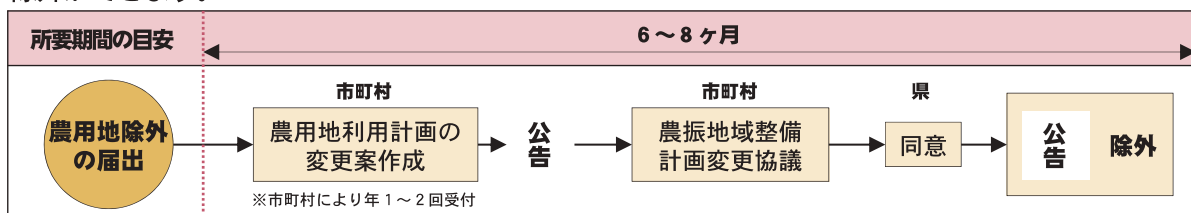
3 開発行為事前協議（市街化調整区域の場合）

市街化調整区域では、都市計画法の規定により、開発審査会提案基準等の要件を満たす等の場合に限り、立地が認められます。



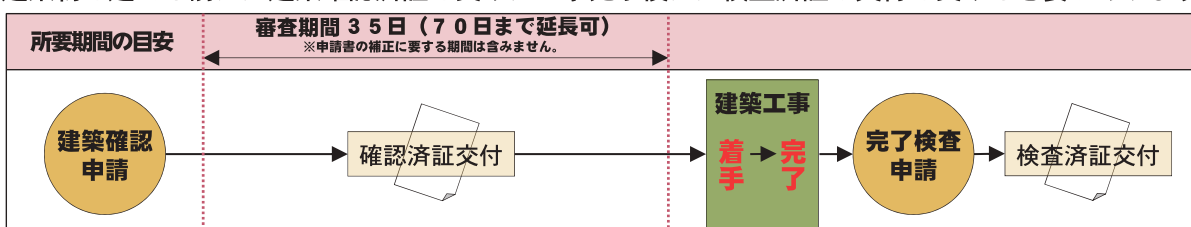
4 農振法に基づく農用地区域の除外 ※原則、上記の申請、協議の前に除外手続きが必要です。

農用地区域内での立地はできません。ただし、農振法の要件を満たす場合に限り、農用地区域からの除外ができます。



5 建築基準法の建築確認申請

建築物を建てる前には建築確認済証を受け、工事完了後には検査済証の交付を受ける必要があります。





奈良県 産業・雇用振興部 企業立地推進課

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL 0742-27-8872

0742-27-8813

FAX 0742-27-4473

奈良県企業立地推進課



検索



このガイドブックに掲載の情報は令和元年5月現在のものです。
最新の制度情報は直接お問い合わせ下さい。